

令和4年第3回蟹江町議会定例会会議録

招 集 年 月 日	令和4年9月21日（水）			
招 集 の 場 所	蟹江町役場 議事堂			
開 会 （ 開 議 ）	9月21日 午前9時00分宣告（第3日）			
応 招 議 員	1番	山 岸 美 登 利	2番	三 浦 知 将
	3番	石 原 裕 介	4番	水 野 智 見
	5番	板 倉 浩 幸	6番	黒 川 勝 好
	7番	伊 藤 俊 一	8番	飯 田 雅 広
	9番	中 村 英 子	10番	佐 藤 茂
	11番	吉 田 正 昭	12番	奥 田 信 宏
	13番	安 藤 洋 一	14番	高 阪 康 彦
不 応 招 議 員				

地方自治法第 121条の規定 により説明の ため出席した 者の職氏名	常特別勤職	町長	横江 淳一	副町長	加藤 正人
	政推進策室	室長	黒川 静一	ふるさと振興課長	北條 寿文
		政策推進課長	丹羽 修治		
	総務部	部長	浅野 幸司	次長兼 税務課長	鈴木 孝治
		安心安全課長	綾部 健	総務課長	藤下 真人
	民生部	部長	寺西 孝	次長兼 保険医療課長	不破 生美
		次子長兼 子ども課長	舘林 久美	住民課長	戸谷 政司
		環境課長	石原 己樹	介護支援課長	後藤 雅幸
		健康推進課長	小澤 有加		
	産建設業部	部長	肥尾建一郎	次長兼 まちづくり 推進課長	福谷 光芳
		土木農政課長	東方 俊樹		
	会計管理室	会計管理 者兼会計 管理室長	森 実央		
	上下水道部	次長兼 水道課長	伊藤 和光	下水道課長	浅井 修
	消防本部	消防長	黒川 康治	次長兼 消防署長	高阪 洋一
		次長兼 総務課長	高塚 克己		
	教育委員会 事務局	教育長	服部 英生	次長兼 教育課長	鈴木 敬
		給食センター 所長	寺本 章人	生涯学習課長	佐々木淑江
	委員長及び 委員	監査委員	西尾 重義		

本会議に職務 のため出席し た者の職氏名	議 務 会 事 務 局	局 長	小島 昌己	書 記	萩野 み代
議 事 日 程	議長は、次のとおり議事日程を配付した。 (会議規則第21条)				

- 日程第1 認定第1号 令和3年度蟹江町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第2 認定第2号 令和3年度蟹江町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第3 認定第3号 令和3年度蟹江町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第4 認定第4号 令和3年度蟹江町介護保険管理特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第5 認定第5号 令和3年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第6 認定第6号 令和3年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第7 認定第7号 令和3年度蟹江町水道事業会計の利益処分及び決算認定について
- 日程第8 認定第8号 令和3年度蟹江町下水道事業会計の利益処分及び決算認定について

○議長 佐藤 茂君

皆さん、おはようございます。

令和4年第3回蟹江町議会定例会継続会を開催いたしましたところ、定刻までにご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

皆様のお手元に、第2回議会運営委員会報告書が配付してありますので、よろしくお願いたします。

それでは、議員の皆様にお願がございます。本日、申請に基づき、出席議員へタブレットの持ち込みを許可しております。利用される議員の皆様は、傍聴者の方々に誤解を与えない利用形態としていただきますようよろしくお願いたします。

傍聴される皆様にもお願がございます。議事を円滑に進行させるため、通信機器をお持ちの方は電源をお切りいただくか、設定をマナーモードにさせていただきますようよろしくお願いたします。

また、答弁をする職員の入れ替えの際には暫時休憩とし、消毒の措置を取らせていただきますので、皆様のご理解とご協力をお願いたします。

ここで、総務部長より行政報告の申し出がございましたので、許可いたします。

○総務部長 浅野幸司君

皆様、おはようございます。

それでは、議長のお許しをいただきましたのでご報告申し上げます。

一昨日9月19日の月曜日、東海地方に最接近いたしました台風14号に係る町の対応についてご報告をいたします。

大型で非常に強い台風14号が、18日の日曜日の夜に九州に上陸いたしまして、その後19日月曜日の夜半から20日火曜日の朝方にかけて東海地方に最接近する予報が気象庁から発表されました。

これを受けまして町は万全の警戒態勢を確保するため、19日月曜日の午後1時36分に蟹江町に暴風警報が発令されると同時に災害対策本部を設置いたしまして、同日午後2時38分に町内3カ所に自主避難所を開設いたしました。町長を本部長とする災害対策本部員12名及び警戒班等延べ52名の体制で対応したところ、大きな被害もなく、20日火曜日午前7時15分には全ての自主避難者、全部で9名いらっしゃいましたけれども、自主避難者が無事帰宅をされました。

また、同日、各町内会等に町から被害状況を確認いたしましたところ、特に大きな被害もなくご報告のご連絡をいただいております。

町といたしまして、今後も引き続き、非常時はもとより日頃より関係機関からの情報収集に留意いたしまして万全な災害対策に努めてまいりますので、ご理解のほどよろしくお願申し上げます。

以上、ご報告申し上げます。

○議長 佐藤 茂君

ありがとうございました。

これで行政報告を終わります。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

ここで、去る9月14日に開催されました議会運営委員会の協議結果の報告を求めます。

議会運営委員長、吉田正昭君、ご登壇ください。

(11番議員登壇)

○議会運営委員長 吉田正昭君

皆さん、おはようございます。

それでは、去る9月14日水曜日午後4時11分に開催しました第2回の議会運営委員会の報告をさせていただきます。

1としまして、意見書の審議結果についてです。

(1) 採択することとなった意見書。ア、保育所等の4歳児と5歳児の配置基準改善を求める意見書、イ、義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書。

そして、(2)の不採択とすることになった意見書。ア、地方財政の拡充を求める意見書、イ、中国共産党による臓器収奪を非難し、人権状況の改善を求める意見書。

(3)としまして、継続審議することになった意見書、国の私学助成の拡充に関する意見書。

以上です。

2としまして、令和4年第4回(12月)定例会の日程についてです。

別紙をご覧ください。令和4年第4回(12月)蟹江町議会定例会の会期予定表です。

11月24日木曜日に議会運営委員会を開催します。12月2日金曜日開会、全員協議会、そして6日火曜日全員協議会、8日木曜日常任委員会、14日水曜日一般質問及び15日木曜日一般質問、そして、20日火曜日閉会となります。

次に、3の追加議案についてです。

「令和4年度蟹江町一般会計補正予算(第6号)」、最終日の冒頭で上程の後、暫時休憩として直ちに全員協議会を開催し、補正予算の内容について説明を受けます。その後、本会議を再開して精読とし、追加日程により審議・採決します。

4、その他です。

(1) 議会ICT推進部会の開催について。

9月21日水曜日もしくは22日木曜日、決算審査終了後、協議会室にて行います。協議事項は、今後のタブレットについてです。

(2)の議員総会の開催についてです。

9月27日火曜日本会議終了後、本会議場で行います。協議事項①としまして、議会報告会について、リハーサルの日程、当日の割り振り等を再確認します。協議事項②として、今後のタブレットについて、議会ICT推進部会から報告を受けます。

次に、(3)12月議会議案説明会についてです。

令和4年11月15日火曜日午前9時、3階議事堂において行います。

そして、(4)海部郡町村議会議員研修会及び懇談会についてです。

12月23日金曜日に研修会及び懇談会開催の予定です。ただし、新型コロナウイルス感染状況を鑑み、研修会、懇談会ともに時間、場所等の詳細は現時点では未定であります。

以上、報告させていただきます。よろしく申し上げます。

(11番議員降壇)

○議長 佐藤 茂君

どうもありがとうございました。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

○議長 佐藤 茂君

これより決算審査に入ります。

議題に入ります前に、議長から皆様をお願いいたします。

質疑をされるときは、まず決算書のページ数と科目を言ってから質問をお願いいたします。また、質疑及び答弁は努めて簡潔明瞭にさせていただきますよう、スムーズな議会運営にご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長 佐藤 茂君

日程第1 認定第1号「令和3年度蟹江町一般会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

提案説明は済んでおりますので、直ちに質疑に入ります。

最初に、歳入歳出とも総括についての質疑を受けます。質疑は1人3回までといたします。

○5番 板倉浩幸君

5番 板倉です。

総括的に少しお伺いをいたします。簡潔明瞭にということですので。

今回コロナ禍での2回目の決算になります。監査委員からも審査意見書も、この間報告がありました。今回町としてこの決算をどのように捉えて、来年度に向けての予算づくり、厳しい情勢の下での予算づくりとして決算、今回特徴的なことがもしありましたら、まずお願いをいたします。

○総務部長 浅野幸司君

それでは、板倉議員からのご質問、コロナ禍での2回目の決算、町としてこの決算をどのように捉えているか、それと、来年度予算に向けての予算編成のところはどう考えているか

という見解でございますので、私のほうからご答弁をさせていただきます。

今回、令和3年度の決算といたしまして、一般会計、特別会計合わせまして前年度比の約10.3%の減少となっております。特別会計については今回異例で全て増加、前年対比の増加でございますけれども、一般会計の減りが多く、全体的なものとして減少してきたというところでございます。

一般会計のまず歳入のほうなんですけれども、一番大きな減少の理由といたしましては、コロナ関連の経費の国庫支出金が大幅に減少したと。1人10万円の特別定額給付金等の給付事業費も約37億円ぐらいございましたので、それが皆減、全てなくなっておりますので、そういうことも含めて大幅に減少しておるというところでございます。

あと、歳出については、自由通路等の整備事業費も大きく減少をしておりますけれども、やっぱり一番大きなのは、先ほど申し上げました37億円のコロナ関係の給付金の皆減による減少というのが一番大きなものというところでございます。

特に今の税収のお話も少し出ましたけれども、町民税については0.2%ほど微増でございますけれども、町税全体としては1.8%の減、約9,500万円ぐらい減っておるとこの歳入の状況でございます。

主要成果の歳入につきましては、ちょっと7ページのほうをご覧くださいと思います。主要成果報告書、実績報告書の7ページ、こちらのほうに図の1がございます。歳入決算額とその構成比の推移ということで、一番下のところが今回の令和3年度の総額決算でございます。総額で140億4,028万4,000円という決算額でございますけれども、これご覧いただくと分かるように、去年の令和2年度の決算額というのは、先ほどの大きな国庫支出金の関係で非常に大きな伸び、非常に過去に前例のない令和2年度についてはそういった決算を取りますけれども、今回の3年度のところは、多少の戻りはありますけれども、依然としてコロナ関係の経費が、ちょうど表の中ほどの国・県支出金というところがコロナ前までまだ戻ってないというところで全体的に増えております。

特徴的なものと今ご質問出ましたけれども、特徴的なものとしては、この表のちょうど左から2つ目、地方交付税というのがございますけれども、この地方交付税が11億なにがしという、これ過去最高の交付額でございます。去年、令和2年度も、これ今までの最高額だったんですが、さらに今回は地方交付税が増えておる。これのところの増加要因といたしましては、国税収入が非常に増えた、思ったより増加したことに伴いまして普通交付税の再算定、これもちょっと過去に前例のない例ですけれども、再算定を国のほうがいたしまして、追加交付をいたしましたところが主な増加の要因でございます。これは、多分ほかの市町村も同じ状況になってくると思います。そういったような歳入の特徴というか、今回で言えば3年度としての特徴的な決算だということで認識をしております。

あと、こういったコロナ禍で国庫支出金もいろいろコロナ前に比べて非常に多くなってき

ておる状況でございますけれども、翻って自主財源の税収のところは、今回町税全体、町民税としては微増でございますけれども、町税全体では前年対比で減っておるところでございます。これ極めてこれから新型コロナが感染拡大をする懸念もございます。町税がどういう形で影響してくるか、多少そういう景気の回復というのは見られるということをいろいろマスコミで報道されておりますけれども、コロナの影響を受けて町税がどういう形で今後収入として上がってくるかというのは、極めてこれは不透明でございます。そういった中で、町の主要なそういう自主財源でございます税収の確保というのは、これは喫緊の今後も大きな課題だということで認識しております。

自主財源、今非常にふるさと納税でかなりほかの市町村に流れる財源というのは、かなり今年も多く影響ができておりますので、その分、今全庁的に逆に蟹江町に入るようなふるさと納税の今仕組みを全庁的に、町長のご指示で今全課を挙げまして取り組んでおるところでございます。そういったところで、自主財源もある程度出ていく部分を抑えながら、かつ税収の確保のために今までどおり、今いろいろ税務課の職員一生懸命日々やっておりますけれども、徴収率の現状維持もしくは向上、これはもう喫緊の課題として来年度も取り組むというところがございます。

そういった中の予算編成でございますので、非常に先行きが、一番財政運営の根幹でございます税収がどうなるか分からんという不透明さの中で、しっかり財政的に健全財政をしっかりとしていくような今取り組みをいろいろ考えておるところでございますので、いろいろ板倉議員におかれましては、来年度予算のことも含めていろいろご心配いただきありがとうございます。しっかりとそこら辺のところはきっちりいろんな事業も精査しながら、これから秋口から予算編成に入っていく予定でございますので、またよろしく願いいたします。

答弁は以上でございます。

○5番 板倉浩幸君

ありがとうございます。詳しく説明してくださいました。税収アップ、今後見通しがつかないと思います。

ちょっとその中で、税収確保に努めるということで、じゃ努めながら、じゃ歳出をどうしていくんだということで、昨年度の令和2年度とあまりちょっと比較ができない状況ではあります。コロナ関連の、先ほど部長からもあったコロナ関連費が大分占めております。

そんな中で、今後じゃどうなっていくんだということですが、民生費がやはり昨年コロナ関係もあって増えてはいるんですけども、じゃその前と比べてもやはり民生として福祉からいろんな分野をまたいでいる中で今後も増加していくことが目に見えています。

そこで、ちょっと民生部についてもちょっと伺っていきいたいなど。今、民生として本当に多種多様にまたいで医療関係から福祉、障害、環境まで含めると本当に多種多様な中で、じゃ今後職員が本当に足りていけるのかということもちょっと考えてしまいます。あまりにも

大きい部署ですので、今後二分化する考えも、国がどうかということもあるんですけども、二分化して、もっと町民のニーズに応えながら、いろんなニーズあります、多種多様で本当に大変ですけども。あと、町でも今まだあまり議論されていない令和7年度に向けての福祉総合窓口の設置があります。これも今後どうしていくのか。民生でやって、社協にまた丸投げするのか、ちょっとその辺が微妙ですけども、そんな中で今後民生の、民生部長もいらっしゃいますので、その辺の考えを部長からちょっとお聞きしたいと思います。

○民生部長 寺西 孝君

板倉議員からは、民生部の体制についてと福祉の総合窓口についてのご質問頂戴をいたしました。

まず、民生部の今の決算の状況でございますけれども、2款、3款、4款を担当させていただいておるところでございます。2款については住民基本台帳費ですけども、私ども民生部といたしましては66億9,200万円程度の決算をしております、これ一般会計の49.9%は私どもの民生部で執行させていただいております。大変重責を担っていることは十分承知しております。中でも現在はワクチン接種並びに経済的弱者の方に対する支援、給付金等の業務をまい進していきたいと思っております。

そんな中で、組織機構についてのご質問をいただきましたので、答弁させていただきたいと思っております。

私ども、平成30年度に民生部の組織機構の変更を行いました。それは、障害福祉の部門がばらばらでございましたので、その部分を障害福祉窓口の一元化を図るとともに、もう一つは、国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行される方が年齢に応じてずっと移行されていきますので、その医療保険の窓口も一元化を図ろうということで、平成30年度にそういった意味を込めまして機構改革を実施をしたところでございます。

また、今議員のほうからおっしゃっていただいたんですけれども、私ども民生部における福祉の問題、多種多様化しております。国のほうの組織や県の組織に適応して、そんな事務の流れも適応していかなければなりませんし、法律や制度の改正にも迅速に対応していかなければなりません。

現在私どもといたしましては、福祉を4つの柱として考えておまして、地域福祉、児童福祉、障害者福祉、高齢者福祉、この4つの基本の柱を、住民課、子ども課、保険医療課、介護支援課が担っております。そこに健康推進の包括的な部分で健康推進課と環境課が携わって、連携を図りながら今福祉の分野に総合的に対応しておるところでございます。

将来に向けてでございますけれども、このままの機構で大丈夫かと言われると、決してそうは思っておりません。他の市町の動向でありますとか、いろんな市町、自治体、民生部の組織、それぞれの考えで組織を組んでいらっしゃる。それを参考にしつつ、やはり住民の皆様のニーズや社会情勢の変化に適切に対応して、柔軟に対応していくような組織機構としてい

きたいという考えはずっと持っておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○5番 板倉浩幸君

ちょっとやはり民生部の今本当に今回の決算でも3款をまたいでいるんですね。そういう意味で本当にどうなのかと。これ町としての今後の施策的な問題もあるので、ちょっと町長にもその辺をどう考えていくのか、福祉事業自体も窓口設置の問題もあるし、その辺どう今後の町政に生かしていくのか、ちょっとその辺を聞いて終わりにします。

○町長 横江淳一君

それでは、板倉議員のご質問にお答えしたいと思います。

今、総務部長から大まかな流れ、平成30年に大きな機構改革をやらせていただきました。職員のことも心配していただいております、まさに実は今、職員の不足が表面化するのには蟹江町だけではないというふうに今思っています。福祉というのはその国の健康のバロメーターでありますし、地域のバロメーターであるのは言うまでもありません。今回、少子化にシフトするのか、それとも高齢化に重点的に政策を充てるのか、それぞれの自治体によって様々であるというふうに思います。

まだ蟹江町は、少しではありますけれども今微増の状況で人口は増えておりますが、これも数年先にはいろんな諸事情を考えますと減少になってくる要因が多いのではないかと。それを何とか我々としては、国の施策も含めてでありますけれども、持っているだけの財源を全て出して使うなんてことは到底できませんので、国と県とのお助けをいただきながら地域福祉に力を入れていかなければいけないというふうに考えています。

僕は今一番問題にしているのは、先ほどもちょっと言いました、少子化対策に対してやっぱりもっと真剣にというのか、もっと力を入れる施策ができればな、これを我々も県の町村会にも訴えていきたいですし、確かに高齢化率も3割になろうとしている自治体、もう既に3割を超えているところもあるわけですね。そんな中で、今までしっかりとこの地域、日本を支えてくれた皆様方のリスペクトは言うまでもありません。それを無視しろと言っているわけじゃないんですが、それ以上に少子化に対して目を向けていかないと、近年合計特殊出生率が伸び悩み、実際新生児が生まれる数がもう100万人を優に割って90万人を割っている状況は板倉議員も承知おきしてみえると思います。20年後に成人が、そのまま全ての人が健康に育っていったその数であります。この状況で、じゃ日本全体がやっていけるかという、到底それは難しい状況になってくるんじゃないか。ですから、途中でやっぱり少子化対策に対して、いわゆる日本全体だけで考えるのか、それともアジアで考えるのか、世界で考えるのかも含めて、抜本的な少子化対策をやっていく必要が僕はあるというふうに思っています。

そんな中で、今は蟹江町の実情に合わせながら、先ほど民生部長が言いましたように、障害者福祉も含めてでありますけれども、4つの柱をしっかりと堅持してやっていきたい、今

がそのときだというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長 佐藤 茂君

それでは、他に質疑がないようですので、総括を終わります。

続いて、歳入について、16ページから59ページまでの質疑を受けます。質疑は1人3回までとします。

○5番 板倉浩幸君

5番 板倉です。

歳入で主に町税についてお伺ひ、16ページになります。

先ほど民生部長からも町税の話が出ました。微増に増えているということで、この微増に増えている、みんな所得が上がってきているのか、その辺の状況がちょっといまいちよく目に見えないんですけれども、その辺、町としてどう考えているのか聞きたい。

あと、コロナ禍の下で固定資産の減免がありましたね。それもなくなり、現在町税の税の滞納状況、本当にどうなんだという、これだけ税収がちょこっと上がっている中で、コロナ禍の下で本当に払える状況なのか、ちょっと件数等分かりましたらお願ひしたいのと、じゃ、前年と比べて、先ほどの総括でコロナ禍で2年目ということなんですけれども、その辺も含めてお願ひをいたします。

○総務部次長兼税務課長 鈴木孝治君

今、板倉議員から2点ご質問がございました。

まず、個人町民税が微増しているということですのでけれども、当初の令和3年度の予算を立てるときの想定では、個人町民税は前年の所得に応じてかかってくるものですから、令和2年度のときは令和元年中の所得ですのでコロナの影響はないというふうに思っていました。令和3年度は、令和2年のコロナの影響が出て下がるという想定をしておりました。

17ページの個人町民税の特別徴収と普通徴収とあるんですが、細かく見ていきますと、特別徴収のほうは大幅に下がっております。特別徴収というのは、給与所得の方が給料から天引きされる、で事業主様がお支払いただくという納付の仕方なんですけれども、そちらのほうは大幅に下がっております。普通徴収分のほうは、こちらのほうが大幅に上がっております、これは個人事業主の方ですとか、そういった方が年4回に分けて払っていただくものなんですけれども、こちらのほうは想定していないところで上がりました。原因は突き止めたんですけれども、約11の方が配当所得が大幅に上がっている方がおみえになりました、業種とかは申し上げられませんが、恐らく令和3年度だけの出来事だったんだと、それが想定外でありまして、本来下がるどころが微増になったという結果になりました。

あと、滞納の状況ということでございますが、収納率につきましては主要成果の13ページのところの真ん中ら辺にあるんですけれども、文章の中でちょっと入っているんですが、イの中の町税全体で98.6%、表の中でもございますが、徴収率については0.2%上昇している

状況です。滞納額につきましては、収入未済額を見ていただくと、令和2年度と令和3年度では収入未済額が下がっておりますので、滞納は減ってきておるといふような考え方でおります。徴収担当のほうも人員がよく異動があるわけですがけれども、その中でも事務引継ぎ等もちゃんとやれておまして、滞納処分とか執行停止の処分ですとか、そういった作業も順調に行って、滞納整理の事務のほうは行っているところでございます。

今後につきましても、滞納整理事務につきましては、頂くほうの徴収の強化と執行停止ですとか不納欠損とか、そういったものも適切に見極めて行っていきたいと考えております。

以上です。

○5番 板倉浩幸君

今全体的には町税として微増にアップしていて、特別徴収分が下がって、普通徴収が上がったという今答弁だったんですけども、普通徴収、ご存じのとおり自営業者が確定申告して1年遅れてくる形できます。確かに普通徴収、令和3年度自体本当に、今後予算としてもそうなんですけれども、給付金等がもろもろあって所得が去年すごい大幅に上がった人が大勢いらっしゃると思います。これが来年度本当にどうなるのかということもありますけれども。

その中で現状、じゃ特に小さい中小企業または自営業者等が、じゃ景気がいいのか、コロナ禍の下で今現時点では物価高があるんですけども、そういうことで、じゃ、ちょっとやっぱり滞納件数ってあんまり、まだちょっと分からない、また後でもいいですので。

これどうして聞きたかったかということ、前年と比べて滞納者がどのぐらい増えているのか減っているのか、ちょっと気になったのでお伺いしました。

直接、あとフォローで徴収の猶予関係、換価の猶予もろもろあります。これをぜひね、僕も常に言うんですけども、なかなか換価の猶予、徴収の猶予の件数が上がってきません。実情に応じて分納計画を求めると言っているんですけども、じゃ本当に払えるのか、分納計画でもね。その辺も含めて、ぜひもう一度というわけじゃないんですけども、ぜひ認められるものはちゃんと認めながらやっていただきたいと思います。この点についてお願いします。

○総務部次長兼税務課長 鈴木孝治君

徴収猶予につきましては、令和2年のコロナのときの特例でかなり件数はございました。50件前後あったと思います。その特例終わった後ですが、やはり急激に減るわけですが、その後は2件ほどございました。一般的な従来からある徴収猶予の制度ですね。その後はあまり猶予のほうの実績は実際のところ上がってきてはおりません。

あと、徴収の納税相談をしているときには、やはりいろんな方がお見えになりまして、本当に困ってみえる方もやっぱり実情聞いていると分かってくる場合がございます。場合によっては住民課の生活保護担当にお話をつないだり、場合によっては執行停止ですね、そっちのほうに処分をしたり、そういったことは中にはございます。ただ、ちゃんと働いてみえる方ですとかそういう方につきましては、分割納付等を利用していただいて、早期に完納して

いただくような相談をしております。

以上です。

○5番 板倉浩幸君

いつも何回でも聞く答弁なんですけれども、確かに特例減免で2020年度、そこそこあったんですよね、減免制度。徴収猶予関係で、じゃ令和3年度どうかというと、元に戻っているんですよね。その辺をもう少し納税者のやっぱり実情にちゃんと耳を傾けてやっていただきたいと思います。

あと、先ほど次長のほうからも言われた住民課との連携がやっぱり本当に大切だと思いますので、それこそ本当に苦しい世帯に生活保護の状況、生活保護の申請もあるよということもお話しして、それに結びつけられてやっぱり生活を本当にやっていただくようにしていただきたいと思います。

以上です。

○議長 佐藤 茂君

他に質疑がないようですので、歳入を終わります。

ここで、消防長、教育部次長兼教育課長、上下水道部次長兼水道課長、民生部次長兼子ども課長の退席と、住民課長、ふるさと振興課長、安心安全課長、政策推進課長の入場を許可いたします。

暫時休憩します。

(午前9時38分)

○議長 佐藤 茂君

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前9時43分)

○議長 佐藤 茂君

歳出は款別に質疑を受け、款別ごとに1人3回までといたします。

1款議会費、60ページから65ページまでの質疑を受けます。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、1款議会費を終わります。

続いて、2款総務費、64ページから123ページまでの質疑を受けます。

○1番 山岸美登利君

1番 山岸です。

決算書の99ページ、2款1項10目交通安全対策費、成果実績報告書は41ページです。高齢者等を対象に事故の軽減や事故防止を促すための補助金、支払った高齢者安全運転支援装置設置促進事業費補助金24万6,000円、自転車乗用車ヘルメット購入促進事業費補助金、これの実績と、ヘルメットに関しては子ども、高齢者内訳含めまして、そして令和4年度4月か

ら8月末までの申請数もお聞かせいただきたいと思います。

決算書の次のページの101ページの2款1項12目防災対策費、主要成果実績報告書は43ページ、下段になりますけれども、防災対策管理費、災害に備えて防災行政無線専用線電話等を利用した電話料208万6,395円、これの説明をいただきたいと思います。どのような内容か、ご説明をいただきたいと思います。

併せて、次のページの協働推進事業の家具固定センターの8万7,537円、成果実績報告書は45ページであります。決算書は103ページの下段になりますけれども、こちら何件の方が注文というんですかね、実績を教えてくださいたいと思います。よろしく願いいたします。

○安心安全課長 綾部 健君

ただいま山岸議員からご質問がありました踏み間違え発進ペダル、こちらのほうの実績のほうをお答えさせていただきます。

令和3年実績では、センサーありが5台、センサーなしが7台、合計12台の申請がございました。こちらの事業効果といたしましては、高齢者のアクセルとブレーキの踏み間違いを防止するために後づけの急発進抑制ペダルの設置費用を補助することで、事故を未然に防止して被害の軽減を図りました。

次に、自転車用ヘルメットの実績についてお答えさせていただきます。

令和3年実績につきましては、105人の方に購入の申請をいただきました。年齢別では、7歳から15歳の方が58個、65歳以上の方が47個、合計105個を補助いたしました。令和4年現在の4月から8月までの実績であります。年齢別では、7歳から15歳が26個、65歳以上の方が25個、合計で48人の方に申請をいただきました。こちらの事業効果であります。まず、交通事故の町内の件数です。令和2年が197件の交通事故、令和3年が145件の交通事故件数がありました。令和2年と比較しても令和3年は43件の交通事故の件数が減少いたしました。これは、交通弱者と言われる子どもと高齢者の自転車の方々がかぶるヘルメットの購入費を補助することで交通安全の意識が高まり、交通事故の減少につながったものと見て一定の効果があったものと考えております。

続きまして、防災の通信運搬費、こちらの電話料についてご説明させていただきます。

こちらに関しましては、まず、高度情報ネットワーク、こちらの回線が県下と各市町村をオンラインで結んでおります。こちらのオンラインで結んだ情報を各市町村ごとで情報共有をしております。

次に、防災無線の専用線、こちらが消防本部と役場で合計7回線有しております。

次に、衛星電話回線、こちらが2回線あります。

次に、同報無線ダイヤル、こちらは局番が1つでございますが、ISDN回線で2回線に分離して、合計2人の方から同時に受信することが可能となっております。

次に、ライデンのプロバイダー使用料、こちらになってございます。

通信運搬費については、以上でございます。

○ふるさと振興課長 北條寿文君

それでは、私のほうから協働事業についてお答えさせていただきます。

昨年度につきましては1団体のみのご応募ということで、基本的に実績といたしましては、家具固定センターというところが実際に協働事業として取り組んでいただきました。ご質問いただきました件数につきましては、個別に家具固定を実施されるというのは民間事業者いろいろございますので、その部分をあっせんしているものではまずございません。善意で皆さん方がお尋ねをいただければご支援いたしますよということで動いていただいておりますので、ちょっと具体的に何件取り扱ったかというところまでは、ちょっと残念ながらお聞きしてないんですが、実績といたしまして駅前団地の町内会ですとか、あとは須成区の防災学習会、町内会単位でそれぞれ訪問させていただき家具固定の仕方をレクチャーさせていただき、そして、また、あとは施工に関してこういうものを使うといいですよというようなところの啓発をさせていただいております。ちょっとコロナ禍で当初の計画よりも大幅に件数は減っているんですけども、町内会単位で今2件の学習会の実績があるということでお答え申し上げます。よろしく申し上げます。

○1番 山岸美登利君

ありがとうございました。

ヘルメットに関しては、もう近々9月の頭にもちょっと子どもさんと婦人が自転車同士でぶつかったという事故も近所であったので、また、そちらのほうの強化推進をどうぞよろしくお聞きしたいと思っております。

続けて質問いいですか、あと一個。

決算書の113ページ、成果実績報告書49ページの戸籍住民基本台帳費でありますけれども、マイナンバーカードの交付件数、交付率が載っております、ありがとうございます。今回申請が12月末までに、今日発表されたのか延期に、申請交付期限が9月末まででしたが12月末までに交付期限が延長されましたけれども、そしてお聞きしたいのは、令和4年度の4月から8月までの交付件数と、また、今月土日でマイナンバーカードの出張申請をスーパーで行っていただいております、ありがとうございます。そちらの実績も併せてお聞かせいただきたいと思っております。よろしくお聞きいたします。

○住民課長 戸谷政司君

それでは、ご質問にお答えさせていただきたいと思っております。

まず、マイナンバーカードの交付枚数ということでございます。交付枚数につきましては、令和4年8月末現在で累計の交付枚数が1万7,430枚という形になっておりまして、交付率にいたしますと46.84%。令和4年度4月から現在までに約1,650枚ほどの交付をさせていただいております。

続きまして、マイナンバーカードの出張申請についてでございます。こちらにつきましては、令和4年8月20日から9月25日まで全13回をちょっと予定をして、ヨシヅヤとかオークワ、ピアゴ等、そういう商業施設のところで出張申請窓口をやらせていただいておりますところでございますけれども、9月18日までに11回行いまして、そちらの累計の申請受付件数として約500件を申請いただいております。

以上でございます。

○8番 飯田雅広君

8番 飯田雅広です。

83ページの庁舎トイレコーティング委託料49万円なんですけれども、2階、3階のトイレに関してコーティングを実施したということなんですけれども、これの有効期限を教えてくださいなんですけれども。半年とか1年でしたら、またやるのかなとか、ちょっと長いんですしたらどうなのかなというのをちょっと教えてくださいのと、併せて1階のほうは改修の工事をされているので、そのとき一緒にやっているのか、確認したい。

あと、ちょっと戻りますけれども、76、77ページのふるさと納税ですけれども、ふるさと納税業務委託料220万円ということで、令和3年度の寄付の実績が470万円ということで、手数料を引いたら実質としては寄付の実質の収入的なものは250万円ぐらいということではよかったのか確認をしたいのと、あと出ていくほうですね、出ていったほうの金額を教えてくださいなと思います。お願いします。

○総務課長 藤下真人君

それでは、飯田議員のご質問にお答えさせていただきたいと思っておりますので、まず、トイレコーティングの関係から答弁させていただきたいと思っております。

まず、2階、3階のトイレのコーティングの有効期間というところにつきましては、一般的には3年有効ですということと言われておりまして、総務課としても現状まだコーティング効果があると考えております。

また、1階につきましては、令和2年度にトイレ改修をさせていただきまして、その際にはコーティングというのとはしておりませんが、新しいもので抗菌の作用があるということで現在はしてないということです。

続いて、ふるさと納税の金額につきましては、歳入についてご指摘のとおり金額で、事業運営で差し引き240万円ということになっております。

また、支出のほうの金額になりますが、昨年度は8,300万円が町から寄付控除として出ております。

以上です。

○8番 飯田雅広君

コーティングのほうは3年ということですので結構長いなと思っておりますので、ああ、分かり

ました、ありがとうございます。

ふるさと納税のほうなんですけれども、出ていくほうが8,000万円を超えているということで、4分の1でしたっけ、交付税が何か戻ってくるんですけど、それでも結構な大きな出ていく金額だと思います。先ほど総務部長の話にもありましたように、この状況を見て返礼品もしっかりと選んだり品目を増やしたりということをされていると思うんですけども、そのあたり、どういうふうにならんと取り組んでいらっしゃるのか、少し詳しく教えていただけたらと思います。

ふるさと納税に関してなんですけれども、現状やはりどうしても節税のテクニックになっていたりと、ちょっとこの物価高とかで本当にお肉とかそういうものをこういうところとか、本当に掃除機が壊れそうだから掃除機の返礼品があるところとか、何かもう本当にそういうような形の仕組みになっちゃっているような気がするんですけども、実際にこのふるさと納税の本当の目的って、例えば学生時代に過ごしたまちに感謝をしてふるさと納税したいとか、そういったすごい今のふるさと納税の使い方ではない本当の目的があると思うんですけども、ちょっと制度的にずれていっているんじゃないかなというふうに思います。

そのあたり、町長どのようにお考えか。なかなか地方議会でどうにかできる問題ではないと思うんですけども、やはり首長さんが集まるような何かいるんなどころで、ちょっとこの制度の仕組みというか、そういうものがちょっとおかしいんじゃないかというようなお話出ているのかとか、ちょっとお聞きしたいなと思って、すいません、あればお願いします。

○総務課長 藤下真人君

それでは、ふるさと納税の現在の状況等を、まず私のほうから報告させていただきたいと思います。

現在は、先ほど総務部長、また町長からも、ふるさと納税についての流出額というのが年々増えてきているというところで強化している最中でございます。実績としましては、現状110万円増で推移しておりまして、パーセンテージで言いますと約2倍の状況で推移しております。

しかしながら、10月から実際のふるさと納税の寄付が1年間の中で半額が10月、11月、12月に集中してきますので、引き続き現状は100万円増で、昨年実績では460万円、今その半額以上は来ているんですけども、またこれからもどんどん取り組みというのを考えていきたいと思っております。

現在の取り組みにつきましては全庁的、特に私ども総務課、政策推進課、ふるさと振興課、3課でそれぞれ役割を持って、広報部門では政策推進課、総務課が全体の取りまとめ、ふるさと振興課では産業振興というところでセクションを分けながら、また手を取り合いながら事業を進めております。

その中で、先ほどのふるさと納税の私も担当で本来の仕組みではどうだということの一

つ言わせていただきますと、実際ふるさと納税していただけるコメントの中には、蟹江町出身ですというところでコメントをいただきながら、頑張ってくださいというコメントもいただいでふるさと納税をしていただいている件数もあります。

また、今年の取り組みでは、ふるさと納税というのは産業振興の位置づけもありますので、地域の産業の特産品ですね、そういったものをピックアップして特産品の一部として取り組んで寄付額を上げていっておるとい状況です。

以上です。

○町長 横江淳一君

それでは、飯田議員のご質問にお答えをしたいと思います。

このふるさと納税制度、先ほどまさに言われたように大学時代、そして赴任先でお世話になった人にその地域を応援するという意味でふるさと応援制度、これがスタートしたのが2008年5月であります。我々はそのとき蟹江町に対して応援してくれる方がたくさんあればいいなぐらいの感覚だったんですが、それがどうも返礼品、いわゆるふるさと納税をやることにより当然減免にもなりますし、その地域の特産品が手に入るということで、ちょっと違う方向に向かって、実際総務省の当初の計画とは違う方向に行ってしまった自治体もあるようであります。実際裁判まで行ってしまった自治体もあるということも十分承知をしております。我が蟹江町も数件そういうものに抵触をしそうになった、実際中止になったふるさと納税の返礼品制度もあります。

実績は先ほど言いましたように、数百万円入り、数千万円、億に近い金が出ていってしまうという状況になっているのも十分理解してございます。数年前から観光協会を通じて、また商工会を通じて何か得策はないかなということで、いろんなところで模索をしてございました。実際今現在、蟹江町と友好関係にあります観光協会を通じてでありますけれども設楽も含めた、4つの町市にいろいろお願いをしながら、お互いにふるさと納税のいいところを利用しながら、何とか歳入、いわゆるこれ基準財政額に入りませんので、交付税の不交付団体は別として、我々のような交付団体においては歳入増えるということは非常に住民サービスの充実にもつながりますので、力を入れてこれからもやっていきたいというふうに思います。

ただ、非常に厳しい状況になっているのは事実でありまして、今担当申し上げましたとおり、1課だけではなくて全庁、全セクションに広めるつもりはありませんが、関係セクションにはしっかりと意識をしていただいでふるさと納税の重要性を認識し、随所にいろんな情報を提供しながら、お互いに蟹江町が上向きになるように、今そんな施策をこれからもやってまいりたいというふうに思っております。

特に観光に対して力を入れておりまして、観光協会も含めてふるさと納税の返礼品、それに伴う商品開発、これも今現在やってございますし、いよいよ兵庫県の香美町とも協定を結

びました。そのうちマスコミにも、新聞紙上に状況が出るとお思いますので、とにかく蟹江町にないものをその地域の自治体からいただいて、それを利用してまた地域に広める、これをしっかりとやっていけば、ふるさと納税の返礼品も含めて、蟹江町に充実したふるさと納税のお金が入ってくるんじゃないかな。非常に厳しい状況であるのは今事実でありますけれども、実績は今2倍近くになっておりますので、緩めることなくしっかり前へ進めてまいりたいと思います。

以上です。

○6番 黒川勝好君

6番 黒川でございます。

103ページの非常用備蓄食料等というところでちょっと質問させていただきますが、今蟹江町の非常用食料としては、基本的な話ですが何日分、何名分の食料をストックされておるのかということと、まず、その入れ替えのタイミングですね、いつ頃そういうものを入れ替えておるのか、また、処分をどのようにされておるのか、お聞かせ願います。

○安心安全課長 綾部 健君

ただいまご質問がありました非常用備蓄食料についてお答えさせていただきます。

まず、非常用備蓄食料の食料分に関しましては、町内全部で3万7,000食、いわゆる町民1人に対して1食分は確保してございます。飲料水も同様に3万7,000人分、500ミリリットルに換算して3万7,000本保有しております。入れ替えのタイミングにつきましては、食料につきましては賞味期限が5年となっております。こちらを食品衛生の配慮をしまして、4年間で交換しております。水に関しては7年間の賞味期限ですので、こちらは7年消費して処分しております。処分方法につきましては、食料については各町内会に必要数分をアンケート取りまして、欲しい個数分をこちらのほうで準備いたしまして、配付してございます。

以上でございます。

○6番 黒川勝好君

そうすると3万7,000食、1人1食分しか用意ができておらんわけですね。これ例えば5日だ、1週間だということになると、全然数が。まあ、そんな全部が全部必要なことはないと思うんですが、普通に考えるともっとということになると思います。それはそれで町の考え方だと、いいと思います。

今、食料の賞味期限5年間ですか、5年間あるので4年で流すということだと、1年まだ賞味期限があるものを、今の話ですと町内会ですか、そういう希望者に回すというお話を聞かせてもらったんですけども、僕ちょっと先日、どなたかとは言いませんけれどもお聞かせを願ったんですけども、備蓄食料ですね、これ持っていつもらえんかということで見たら、もう1カ月ぐらいしか賞味期限がなかったというものを蟹江町は出したということを私は聞きました。これ多分間違いないと思うんです。だから、担当のほうがちよっと忘れて

おったのかなと、期限的に迫ってきているのを、1年というのを忘れておって、ぎりぎりになっておったのかもしれないけれども、そういうことだと、町内のほうもいただいても処分するにも処分し切れないということでお断りしたというところもあるように聞いております。ですから、今言われたことはちょっと僕違うような気がしたものですから、そのところはやっぱりきちっとしていただかないと困ると思うんですね。

また、今賞味期限がぎりぎりのものを販売しているお店もあるみたいですね。そういうところへも出すのも一つの手ではないかなと思うんですけども、1年あれば多分受けてくれるところがあると思うんですね。ただ単に町内に配付したところで、多分それだって全部が全部配付し切れないと思うんですよ。それはやっぱり捨てちゃうんですか、どういう形ですか。

○安心安全課長 綾部 健君

ただいまの配付方法についてでございますが、食料につきましては毎年地域防災訓練、こちら8月をめどに配るようになっております。購入につきましても8月購入に一番直近の製造のもの、こちらを購入してございます。例年実績で参りますと、ほぼこの食品につきましては全て町内会のほうで引き取っていただいているという状況で、残りはあまりございません。

以上でございます。

○6番 黒川勝好君

とすると、大体町内会で1年以内のやつは処分できちゃっておるといふ今のお話で間違いないんでしょうね。じゃ、僕が聞いたのはどういう話だったか知らんですけども、実際6月か7月だったと思いますよ。町のほうから、囑託員の集まりだったと思うんですよ。そのときに、これ処分してくださいとか、これお分けしますけれどもというときに、期限を見せていただいたらもう1カ月ぐらいだったと。これでは私のところは受けられませんというところもあったみたいですよ。これ多分、僕は本当の話だったと思いますけれども、今課長言われたとおり、1年残ったものを必ず処分しておるといふなら、それはそれで結構ですけども、もし何かの間違いがあつてそういうことがあつたんでしたら、やっぱり気をつけていただきたいということを申し上げておきます。

○5番 板倉浩幸君

5番 板倉です。

今回ちょっと聞いておきたいのは、87ページで、実績報告書のほうが分かりやすいと思いますので、36ページの平和祈念事業について今回ちょっとどうしても聞いておきたいなということで質問させていただきます。

1万円自体は負担金ということで払っている金額なんですけれども、令和3年度、今事業実績も出ています。毎年やっている図書館での記念パネル、これ実際にじゃどのぐらいの町民の方が見ていただいているのか、ちょっとその辺がね、僕も1年に一遍は見に行くんです

けれども、あまり来場者がいないように感じてしまい、ちょっとその辺分かりましたらお願いしたいと思います。

あと、唯一、令和3年度は広島派遣、中学生10名の派遣がなかった、今年があったんですけども、ないということで、平和の尊さを今本当にロシアによるウクライナ侵略で今こんなことがあるんだというような、今でももう7カ月近くまだ戦争が続いている中で平和祈念事業をどう捉えるのか、どう捉えているのか、何回も聞いているんですけども再度お願いいたします。

○政策推進課長 丹羽修治君

今ご質問いただきましたパネル展のほうからまずご説明させていただきます。

令和3年度は、例年図書館でやっています平和祈念パネル展を開催するのではなく、議員おっしゃられるとおり、コロナ禍でいろいろな事業ができてない中だったので、令和3年度は生涯学習課と協力しましてパネル展と実物資料の展示ということで、平和祈念展を産業文化会館のほうで行いました。原爆パネルに加えまして戦争に関する実物資料の展示、原子爆弾投下後の広島や長崎の写真や第二次世界大戦下で兵士が使用していた資料、戦中戦後の様子を物語る資料などにより、戦時中から終戦直後の様子を紹介させていただきました。この実物資料と併せたこのパネル展を通して戦争の悲惨さと命の大切さについて考える機会としていただき、戦争の記憶を引き継いでいただけたかなと考えております。

また、広島平和記念式典の中学生の派遣は、令和3年度中止となりましたが、今年度は自治体の人数が一部限定される中で何とか派遣することができましたので、次年度も引き続き中学生の平和記念式典の派遣事業を中心に平和祈念事業を推進していきたいと考えております。

以上でございます。

○5番 板倉浩幸君

ちょっと僕も勘違いして、そうですね、実物の展示も行って、去年はちょっと今までと違った感じで。

あと、答弁漏れ、来場者って大体分かるのかな。ちょっとその辺をお願いしたいのと、毎年のように被爆者行脚、被爆者ももうほとんど高齢化で亡くなる方も増える中で被爆者行脚で懇談を行っております。この広島の記念式典の参加は、本当にその人たちにとってもいい、町としてもいい取り組みだと思いますので、ぜひ続けてくださいという要望を受けております。町長もそのとき、ちゃんとこれは引き続きやっていって、また、持ち帰って生徒に報告もしていくということは言っていますけれども、その辺を引き続き今の現状でやっぱり知らせるということは大事だと思いますので、その点についてお願いします。

○政策推進課長 丹羽修治君

すみません、答弁漏れありました。

令和3年度のパネル展と実物資料展示の平和祈念展なのですが、参加者数自体の集計は取っていませんけれども、アンケートにご協力をお願いしてまして、そのアンケートの件数からいきますと令和3年度は36件となっております。図書館での例年のパネル展ですと、50件程度アンケートを頂いております。

また、平和記念式典派遣事業なんですけれども、今年度中学生、蟹中、北中合わせて9名の生徒に参加していただきました。議員おっしゃられるとおり、生徒、各学校の代表として参加していただきまして、生徒の皆さんに関しましては、戻られましたら各中学校のほうで在校生徒の皆さんに今回の派遣事業の体験等をお話しいただき、戦争の悲惨さと平和の大切さというのを伝えてもらうようお願いしております。

以上でございます。

○5番 板倉浩幸君

ありがとうございます。アンケート取って、確かにアンケート書く人もそんなにいないと思うので、どのぐらいの方が本当に見ていただけたのかなと思って聞いていました。

中学生派遣、去年はなかったんですけれども、これ10名、確かに代表で行くんですけれども、本当だったらもうちょっと行きたい人にももうちょっと声かけられないのかなと思うんですけれども、その辺はどうでしょうか。お願いして、終わります。

○政策推進課長 丹羽修治君

平和記念式典の派遣なんですけれども、今回のコロナ禍の中でもやはり人数制限等だいぶありましたので、やはり各学校の代表の生徒さんに参加していただいて、自治体の枠の中で限られた人数ではありますが、しっかりと両校の代表に出ていただきまして、文化祭等で全校生徒に報告してもらい、先ほどからもお伝えしております戦争の悲惨さと平和の尊さというのを理解していただける、そういった機会の事業として続けていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長 佐藤 茂君

それでは、他に質疑がないようですので、2款総務費を終わります。

ここで、産業建設部長、総務部次長兼税務課長、ふるさと振興課長、安心安全課長、政策推進課長の退席と、民生部次長兼保険医療課長、民生部次長兼子ども課長、環境課長、介護支援課長、健康推進課長の入場を許可いたします。

暫時休憩といたします。

(午前10時19分)

○議長 佐藤 茂君

引き続き会議を始めたいと思います。

(午前10時31分)

○議長 佐藤 茂君

その前に、先ほどの答弁でちょっと。

○政策推進室長 黒川静一君

先ほど平和祈念事業で産業文化会館で行われましたパネル展の人数が確認できました。

116名の参加者ということですので、よろしく願いをいたします。

○議長 佐藤 茂君

ありがとうございました。

それでは、3款民生費、122ページから167ページまでの質疑を受けます。

○9番 中村英子君

9番 中村です。3点お願いをいたします。

1点目は、129ページですけれども、海部南部権利擁護センター負担金に関わる質問です。これ、令和3年、昨年1月から開所され、利用が始まっているかと思えます。ホームページ等で見ますと、これまでの訪問者の合計という数字が出ておりまして、1万2,756人というふうになっております。ご親切に今日の訪問者は15名ですと、これ昨日のデータで紹介をされております。これは大変多い数字なのか。どういう数字、1万2,756件というのは大変大きな数字ではないかなと思うんですね。

そこで、この利用者の蟹江町内の方々はどうぐらいみえるのかというのが1つの質問と、それから、相談の中身ですが、これももちろん障害者の方や認知症の方々、そういう方々の権利が侵害されているというような状況があるがゆえに、このようなセンターも必要ではないかなと思うんですけれども、この中身について一体どのような問題が訪問者から提起されているのかどうかということで、少し個別のことではなく全体傾向としてどうなんだということが分かればお願いをしたいと思います。

2つ目ですが、これはページ数ということではありません。一つの事業の取り組みなんですけど、コロナになりましたもう2年以上たちますが、丸3年たちますね。2年前にもうコロナ感染症が発生したときには、もう既にこれでは母子家庭はじめいわゆる社会的弱者の方々には大きな影響が及ぶのではないかとということで質問をさせていただき、町としての支援が必要ではないかということをお願いしました。これで国のほうもこの状況を見まして何回も支援をするということもありましたし、町長も独自にできる範囲で母子家庭も支援するという施策もやってもらっているところではありますが、このコロナがなかなか収束しません、環境もなかなかよくなるわけです。

そこで、もう既にコロナが発生した時点のときに、いわゆる緊急小口資金というのが社会福祉協議会が窓口になっておりまして、国がその特例措置をしました。それで、何人かの方がそこで貸付金を受けるというようなことがありました。大変な数の方々と、総額大変大きなものになっていると思います。

そこで、その方々はこの返済期間というものがもう既に発生していると思うんですね。1年据え置きということでしたが、もう1年間を経過しておりますので借りたときから。これを返済しなければいけないという時期に来ていると思うんです。この返済に対する状況が心配されるわけですが、それがどのような状況になっているのかということですね、返済状況ですけれども。それについてお伺いしたいと思います。

それから、もう一つは、これもちょっとページ数がない取り組みについてお聞きするんですが、昨年の2021年4月から8050問題というものがあまして、それは親が80代、子どもが50代になり親子で生活に困窮するという、非常に考えにくいんですけれども実際にあるということで、この問題解決のために昨年4月から法改正が行われまして各自治体でこれについて取り組むようにということになっていたかと思うんですけれども、この大変難しい問題に対して町としての取り組みが令和3年度はあったのかなかったのか、何か具体的な例があればお伺いしたいと思います。

以上、3点お願いします。

○民生部次長兼保険医療課長 不破生美君

それでは、まず、1点目にご質問のございました海部南部権利擁護センターの件につきまして保険医療課のほうからお答えさせていただきたいと思います。

議員がおっしゃられました訪問件数が、ホームページ見ると1万2,000何人あるよということでお伺いしておったんですけれども、まず、実際の相談件数のほうでお話しさせていただきたいと思いますが、相談件数として令和3年度に海部南部権利擁護センターが受けた延べの件数でございますけれども、約790件ほどのいろいろなご相談を受けたということをお聞きしております。そのうち約30%については蟹江町の方であったということをお伺いしております。

相談の内容でございますけれども、ざっくりと申し上げますと、具体的な相談内容というものもあるんですけれども、将来に対しての不安であったりだとか、それをお話しに来て解消されていく、もしくは成年後見に関する申し立ての手続きの支援であったり、制度ってどんなものだろうという初歩的なところのご質問であったり、また、日常生活の自立支援事業をどのように利用していったらいいのであろうといったような多岐にわたる相談を受けて、皆様のお悩みに対して的確にご相談に乗って、的確に支援につなげるということをお伺いしております。

以上でございます。

○民生部長 寺西 孝君

続きまして、コロナ禍の小口資金等についてお答えをさせていただきます。

まず、緊急小口資金及び総合支援資金合わせまして、延べ770人の方に対しまして2億3,000万円余りの貸し付けを実施をしておるところでございます。その確認をしてございま

す。今議員おっしゃいますように、緊急小口資金及び総合支援資金の申請期間、これまで何度も何度も延長されてきましたが、この9月末をもって終了となってまいります。今回の特例措置、この2つの特例措置でございますけれども、2つの資金とも償還時においてなお所得の減収が続く住民税非課税世帯の方々については、償還を免除することができるという取り扱いとされております。したがって、生活に困窮された方にきめ細やかに対応するとされておるところでございます。

そして、まさしくまた、今議員おっしゃられたとおりでございます、本格的に令和5年1月から償還が始まってまいります。償還に当たりまして愛知県の社会福祉協議会におきましては、新たに特例貸付償還センターを立ち上げて、現在償還が始まるの方々に対しまして償還免除の申請書であるとか償還手続きの申請書、この書類の郵送が順次始まっておるところだと聞いてございます。このため、この件数につきましては相当の件数、数万とも言われておりますので、このお問い合わせが私ども蟹江町の社会福祉協議会のほうにも、どのような申請が必要なのかとか、外国人の対象者の方も大勢いらっしゃるようでございますので、そういった方々のお問い合わせが町の社協のほうにも届いておるといふふうに聞いてございます。こういった方々への支援、返済の状況につきましては、非課税の方は免除の規定がございますので、社協のほうでしっかりご説明をさせていただいて、しかるべきお手続きを取っていただきたいと、そのように思っております。

また、今後の支援でございますけれども、コロナ禍、今議員おっしゃいましたけれども、コロナ始まって時短営業であるとか営業自粛でたくさんの方々の非正規労働者の方が雇用を失われました。雇用数が激減をいたしました。現在、社会経済活動が回復基調にはございますけれども、コロナ前の労働環境に今あるのかなというところは、今私どもも疑問に思っております。そういった方々をやはり今後支援を継続していかなければなりませんので、まず、私どもといたしましては、本議会最終日に向けまして、昨日閣議決定をされました住民税非課税世帯の方に対する5万円の給付、こちらを迅速に給付してまいり、そういう所存でございます。

あと、最後に、8050についてお問い合わせを頂戴したところでございます。私どものほう、まだ本格的な取り組み、残念ながらちょっとお伝えできること、私どものほうで持っていません。ただ、現在福祉の抱える状況の中でひきこもりの問題というのは大きなテーマとして持ってございまして、ひきこもった方が80歳の親御さんの年金を使うであるとか、そういった問題的事も地域の問題として把握はしておるところでございますので、またこちら勉強させていただいて取り組ませていただくべき課題だというふうに思っております。

以上です。

(発言する声あり)

○民生部長 寺西 孝君

8050問題につきましては、現在ちょっとお伝えできるあれを持っておりません。私どもとしては、ひきこもりの問題であるとかそういった個々の事案は持っておりますので、そういうことを検証しながらまた取り組んでまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○9番 中村英子君

1番目の権利擁護センターのお話ですが、今の答弁ですと実際の相談者は訪問数の合計と違って790件ということでお話がありました。そのうち30%が町内の利用者であるというお話でしたが、そこで、今どのような相談が寄せられるのかという質問に対して、ちょっと意外なお話だったんですが、例えばそれは将来不安の解消とか、成年後見人制度と制度そのものはどんなもんだというところとか、自立支援はどうしたらいいかとかというお話でしたね、今。

このセンターの設立の目的、つまり権利が侵害されているというようなことに対する救済ということが主たる目的ではないかなと思うんですけども、その部分について、今後もあるかもしれませんけれども、当初の目的と実際の相談の中身がちょっと齟齬（そご）があるのか、これでいいのか、専門家を要してやっている以上どうなんだというところで、ちょっと課題があるのかなのか、現状でいいのか。ちょっとその辺のところについて見解を伺いたいというふうに思います。

それから、2番目の小口資金を利用している方々について今ご説明ありましたが、問題なのは、非課税世帯のままであれば免除すると、貸したお金は免除するよということになっております。しかし、今総額が2億7,000万円というような莫大な金額になっておりますね。ですけれども、これは国のほうの制度ですので町が負担するというようなことはないですけれども、これが返さなくて済むよということであれば、その借りたほうも楽なんですけれども、そんな簡単に国のほうも、もう免除するよ免除するよばかりにはならないというふうに思うんですね。ですので、こういった相談が多いんじゃないかと、今もありましたけれども、思います。

そこで、もちろん返済に対しても大変な問題なんですけど、今現在さらに困窮が続いている方々というものもみえるには違いないと思うんですね。そこで、そのような人たちを把握し、もっと身近な町としての支援をしようとするならばどうすればいいんだろうというところがあるんですが、窓口は、多分今も答弁あったようにご相談が社協のほうにあると思うんですね。だから、その社協がその窓口でその相談内容を捉えて、内実を把握する必要があるんですが、そのときに食料品ですね、食べるものに事欠くのかどうかということが一つの大きな視点だと思いますし、そしてまた併せて、日常的な消耗品が購入できない、日常的な消耗品が購入できないというような厳しい状況があるのかどうか、その辺のところは社会福祉協議会の窓口できちんと把握ができるんじゃないかなというふうに思いますし、その把握をして、

必要な支援がもし町としてやれるのであれば、そこへ必要な支援をしていくということがやっぱり今のコロナ禍においては行政に求められることではないかなと思うんですね。ですので、その点についてちょっと窓口対応含め、把握の問題含め、そして必要な支援をどのようにしていくのかということについて、少し答弁をお願いしたいと思います。

それから、ひきこもりの問題なんですけど、この8050問題というのは本当にちょっと深刻な状況にある場合があります。町内にも何件かあることを私は知っているんですけども、非常に深刻な状態になっております。何で発見できるかということ、親が介護だとか支援を必要になったときに、初めて行政の関係、福祉関係者が入って、そこでその8050問題というものが分かるということが実態把握の一番目になっております。

ですので、蟹江町としても福祉関係、ケアマネさんはじめ、そこに介護あるいはその他の支援で80代の人のお伺いし、そして8050問題のある家だなということ把握できる状態にあるんですけども、今現在取り組みは行われてないんですけど、その把握というのはある程度されているのかどうかということについてお伺いします。

○民生部次長兼保険医療課長 不破生美君

それでは、海部南部権利擁護センターの関係でお答えをさせていただきたいと思います。

まず、海部南部権利擁護センターの目的と現在の状況がちょっと若干異なるんじゃないかというご質問がございました。まず、その点につきましては、令和3年の1月に開設したばかりでございますので、これから地域の皆様に、成年後見制度というのはこういった制度ですよというようなところからまず普及をさせていただいて、徐々に地域の皆様と一緒に勉強していく、そして地域全体で制度に関する知識を深めていく、そういったような機能もセンターは持ち合わせていると思っておりますので、まず初歩的なご質問がたくさんあるかと思うんですけども、そういったところにまずお答えをさせていただきたいなと思っております。

また、権利擁護に関しましては、その人がその人らしく地域で過ごしていくためにはどのような支援が必要かということと一緒に考えながら、センターと一緒に考えながら解決していきたいと思っておりますのが主な目的でございますので、今しばらく、ちょっと開設したばかりですので、これからどのような方向で進んでいくのがよいのか、この地域に合ったやり方で皆様と一緒にボトムアップしていけたらと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○民生部長 寺西 孝君

続きまして、継続的な支援について、私からもう一度ご答弁させていただきたいと思っております。

私どもも令和3年度におきまして、主要成果でも63ページに住民税非課税世帯等に対する

臨時特別給付金でございますとか、主要成果の70ページになりますけれども、こちらにつきましてはひとり親世帯応援臨時特別給付金並びに新生児への子育て臨時給付金給付事業でありますとか、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金並びに昨年12月にクーポンと現金の一括給付の議決をお願いいたしました子育て世帯等臨時特別支援事業、こういった数々の支援策は継続してやってきておるところでございますので、これからにつきましても、このような事業は適切に進めてまいりたいと思っております。

また、現在国におきまして、今コロナに加えまして原油高、物価高という新たなものが人々の暮らしに追い打ちをかけている状況でございますので、これまでに加えまして国からは電力・ガス・食料品等の価格高騰重点支援地方交付金というものも創設されてまいりましたので、この中のメニューとして生活者支援というのメニューで示されておりますので、これを上手く活用してやっていけないか、これも十分検討させていただきたいと思っております。

また、真に支援が必要な方を私どもが見極める、そこが非常に私ども今難しいところがございます、この夏休み期間中もここにこママネットワークさんであるとかONiGiRiさんが数々の子どもの居場所づくりをやってくださいました。その中の一つがフードバンク事業もございます、フードパントリーの事業がございます。そういった方々と連携をさせていただいて、本当にお困りのところに適切な支援が届くかどうかというのは、そういった方々と手を取り合ってやっていく必要があると思っておりますので、これは社会福祉協議会ともそうでございます、私どもだけでなくて関係するものと連携してしっかりやっていきたいなというふうに思っております。

最後に、8050の件でございます。今福祉を取り巻く状況、非常に多様化、複雑化、深刻化しておる状況でございます、今でも児童虐待であるとかDVであるとか貧困、ひきこもり、孤独死、新しい福祉の諸問題というのが噴出している状況でございます。ですので、民生委員やその福祉に携わる者がやっぱり情報共有を図りながら早期発見を図れるように、問題化する前に解決が図れるように、福祉の問題、8050でございますので、それぞれの部署が情報連携しながら解決に当たっていききたいなという思いを持っております。

以上でございます。

○9番 中村英子君

最後、3問目です。

今センターのお話ですけれども、今答弁あったようにできたばかりですので、周知や普及を図っていききたいというようなことだったと思うんですが、これはちょっと場所的にも場所が場所ですので、どういうふうにここのセンターにつなげていくのかということは、ちょっとクエスチョンマークなところがあるんですね。制度を知ったからって、じゃ認知症になられて少し心配だなという方、ご本人が行くことがまずないですけれども、周りがやっぱりこ

れを知って動いていただくという周りの行動というのが必要になると思うんですね、障害の方でも、認知関係の方でも。その周りの行動と本人とセンターというところで、どのようにこれがつながっていくということなんだろうか。直接行ける人はまあいいですけども、その辺のところ、介護をしている人から行くのか、どういう方からつなげていくのかというつなぎ方というものがちょっと私、課題となるのではないかなと思うんですね。

ですので、もちろん周知し普及してもらうのはいいんですけども、現に福祉の様々な作業をしている方々、町民と接している方々、そういう人たちを介してつないでいくということがあるのではないかなと思うんですね。その辺をどういうふうにネットワークして、本当に人の役に立つ、その人の役に立つセンターとしていくのかということでは非常に課題でありますので、これはちょっと研究していただいて進めていただきたいというふうに思います。もちろん周知や普及はますますやっていただければいいかなと思います。

それから、今コロナ禍における困窮している人たちについてですが、今答弁ありましたように、いろんな施策をし、一時金として5万円あげたり10万円あげたりしたことでかなり継続的に支援をしておりますので、それはそれで本当に効果があることだと思うんですけども、にもかかわらず、やっぱり食べ物に困ったり、また日常的な消耗品が買えないというような事態があるとすると、それはやっぱり何とかして町でも支援をしなければいけないんですね。

先ほども言いましたように、じゃ、その実態を誰がどう把握するかといたら、やっぱり社協の窓口しか今ちょっと思い浮かばないんですね。ほかにもあるかもしれませんけれども、小学校や中学校でもあるかもしれませんが、その社協の窓口が主たるものではないかなと思うんですけども。そこできちんと把握をしまして、本当にそういうような食べるに事欠くとか日常的な消耗品が買えないというようなことがあるとするなら、これは町として支援するというのを何とか考えないといけませんので、そのことを頭に入れながらやっていただきたいな。民生部長、非常にそういうことに思いやりありまして助けたいという気持ちがある部長ですので、何とかその辺でやっていただきたいと思います。

それから、いわゆる8050ですが、本当にこれもちょっと深刻な問題であります。ここも、先ほども言いましたように、福祉関係の人たちからこの状況が分かるというようなことになっておりますので、そこはネットワークしながら、この支援というものは非常に難しいですね、簡単にはいかないことだと思うんですけども、まず現状把握をきちんとしていただいて、ここにもちょっと目を向けていくということが必要だと思います。大変に厳しい生活状況や、それから家庭内の緊張というようなものがありまして、何とかこれが解決できないのかなというふうに思うことありましたけれども、50代、60代になった方々を支援によって社会復帰させるというようなことは非常に困難であるということは私もよく理解しておりますが、そうかといってそのままというわけにはいきませんし、国のほうもそういうことで施策を

打ち出しているわけですから、ぜひ具体的な取り組みを進めていただいて、少しでもちょっとこの方々に支援ができればと思いますので、その辺のことをしっかり取り組みますようお願いして、終わります。

○6番 黒川勝好君

6番 黒川です。

実績報告書の67ページをちょっと見ていただきます。僕、ちょっと気になったものですかから質問させていただきますが。

入所児童数ですけれども、蟹江と蟹江南、蟹江西というのは定数が140名、実際入所されているのが101名、125名、117名ということになっておりますね。保育士さんの数を見ると、蟹江が27名、それで人数の多い蟹江南とか蟹江西は24名、23名と、蟹江保育所よりずっと少ないわけですね。これ何か理由があるのか。何歳以上は保育士さんが何名とか詳しいこと分らないですけども、これ数字見ておるだけでは別にそんなばらつきがあるようにも思えんのですけれども、これ何か理由があったらお願いいたします。

○民生部次長兼子ども課長 舘林久美君

それでは、子どもの数と先生、職員の数の違いのことについてお答えさせていただきます。

101人いる中で、例えば特別な配慮が必要なお子さん、加配が必要なお子さんという方がおみえになると、やはりそこに職員が1人専属でつくことがあります。そんな兼ね合いで、必ずしも職員の数と受け入れ人数の数というものが比例するものではないというところでございます。

以上です。

○6番 黒川勝好君

だから、蟹江保育所は実際にそういう園児さんがみえるということによろしいですか。普通みえなければ、この23か24名ぐらいの数でやれるということと理解させていただいてよろしいですか。

○民生部次長兼子ども課長 舘林久美君

少し障害の度合いによっても、2人から3人で1人つける場合と1人について1人つけなければいけない場合といろいろございますので、少しこの表から見ますと、蟹江保育所をご利用しているお子さんの中で少し重度の方がおみえになるということになります。

以上です。

○5番 板倉浩幸君

5番 板倉です。

実績報告書のほうが分かりやすいと思いますので、ちょっと2点ほどお伺いします。

55ページの精神障害者医療についてお伺いを、まず1点目としてします。

これ、医療費の助成額見ても、多分これ令和2年度かな、全疾病、全ての医療。そのとき

にも今後状況を見ながら、これでいくと大体500万円ぐらい増えているんですけども、状況を見ながら、最初にできないかといった1、2級所持してない方の自立支援医療の窓口負担の件なんですけれども、これってそのときの答弁でも今申し上げたとおり、様子を見ながらちょっと検討していきたいということだったんですけれども、今現在どんなお考えをお持ちなのかをお願いしたい。

63ページの子ども医療費について、これについてお伺いいたします。

これ令和3年、去年の10月から半年間この決算に入っているんですけども、15歳から18歳まで拡充したということで、この拡大助成分というのがそうなのか。ちょっとどのぐらい、要は15歳から18歳にしてどのぐらい医療費、当初の見込みより多いのか、ちょっとその辺について。

その2点お願いいたします。

○民生部次長兼保険医療課長 不破生美君

それでは、まず、55ページの精神障害者医療の助成の関係でお答えさせていただきたいと思います。

議員がおっしゃられましたように、令和2年の10月診療分から、1、2級を所持されてみえる方につきましては、全疾病対応をさせていただいております。その中で以前からご質問いただいておりますけれども、では3級かつ自立支援の方の件でご質問だと思いますけれども、今現在、3級かつ自立支援のうち3級かつというところを取るというような考えは持っておりません。

続きまして、63ページの子ども医療に関してでございますけれども、年齢を拡大させていただいたことによる影響でございますけれども、大体1カ月当たりで給付費といたしまして500万円ほど増額しております。ですので、まずこの令和3年度につきましては4カ月分の給付費の支払いが入っておりますので、大体2,000万円程度、そこまでちょっと行ってないと思いますけれども、4カ月で2,000万円弱の給付費増となっております。

ただし、下に書いてございます拡大助成分というのは、こちらの金額につきましてはその拡大助成分ではなくて、県の補助範囲を出ている拡大助成分という形になってございますので、よろしくをお願いいたします。

以上です。

○5番 板倉浩幸君

精神障害の入通院なんですけれども、今の答弁でも今のところ考えておりませんという答弁だったんですけれども、これね、ほんと全疾患になってから大変喜ばれております。何で蟹江だけないのということ言われていて、令和2年から始まったんですけれども、ぜひ他の自治体でもやっぱり手帳保持してない方も自立支援ということで進んできていますので、今のところ考えてありませんじゃなくて、ちょっと前向きに考えていただきたいと思います。

この辺、部長でもいいですしお願いしたい。

あと、子ども医療については、大体1か月500万円ということの予想はしてたんですね。4か月2,000万円、トータル1年間でいくと6,000万円ぐらいになるのかな。

あと、拡大助成分、これについては、要は町の負担分ということで掲載ということで認識すればいいんですね。はい、ありがとうございます。

ちょっとその自立支援について、部長お願いいたします。

○民生部長 寺西 孝君

今次長から答弁あったところでございますけれども、今現在、手帳の所持者3級かつ自立支援医療受給者証を所持してる方というところでございます。精神疾患につきましては、医療費につきましても大変多額の医療費をご負担いただいているところもございまして、また、精神手帳の取得そのものにつきましても、お勤めされていらっしゃる方はやっぱりその手帳を取りたくない、そういったところを会社に知られたくないという方もいらっしゃると思います。その辺をはかりながら前向きに取り組んでいけたらなというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○5番 板倉浩幸君

そうなんです、今部長言うように、ちょっと手帳をもらうのをためらう人がいらっしゃいます、やっぱりね。受けられる医療ですのでやっていただきたいと思うし、そういう本当だったら手帳が持てる人が何らかの関係で手帳を持ってない方もいらっしゃいますので、今後とも検討していただきたいと思います。

以上です。

○13番 安藤洋一君

13番 安藤です。

133ページの緊急通報システム、実績報告書の59ページですね、これについてちょっと伺います。

まず、24台と書いてあります。これの設置の基準ですね、基準、どういう基準でこの24台なのか。例えば自分で申請しなければいけないのか、かかっている民生委員さんから、あの人につけてやってというような要請があつてつけるとか、いろいろあると思うんです。その辺の基準を知りたい。

それから、もう一つが通報時の対応の仕方ですね、というか通報する先の契約、どういう契約をしているのか。通報された場合に役場なりかかりつけの民生委員さんに通報がありましたという連絡があるだけなのか、それか、警備会社、そういったところがもうすぐに駆けつけてくれるのか。駆けつけた場合でも、鍵がかかっていた場合には、その鍵を壊してまで入って見てくれるのか、そこでまた警察なりどこかに連絡をするところまでなのか。どこま

での範囲を見てくれるシステムになっているのか、その辺ちょっと教えてください。

○介護支援課長 後藤雅幸君

ただいま緊急通報システムについてご質問いただきました。

まず、緊急通報システムの申請の実態でございますが、具体的にはご利用いただくご本人様から頂くというよりも、その利用されるご本人様を支援するご家族ですとか周りの方からまずはご相談をいただきまして、この緊急通報システムがどういったシステムかというところのご相談から始まることが多い実態でございます。その際に実際に窓口に来られるのは、ご本人様というよりは、その支援をするご家族様ですとか、そういった方が申請にみえるということが具体的には多い実態でございます。

また、こちらの緊急通報システムですけれども、具体的な利用実態としましては、その緊急通報システムをご利用いただいている利用者様が何か困り事もしくは異変があったときに緊急通報システムのボタンを押していただきますと、蟹江町が契約をしておりますALSO Kの安心サポートセンターですね、そちらのセンターのほうに一報が行きます。通報を受けたセンターからご利用者様に、まずお電話のほうが入る形になっております。ただ、そちらの安心センターからご利用者様にご連絡をしたときに、もし電話を受けていただけない場合、あらかじめ2名の支援員、協力員の方をご申請いただいておりますので、その協力員の方に安心サポートセンターからご連絡が行きまして、通報をいただきましたけれども、そういった受信というか電話を受けていただけませんので、その方の様子を見ていただけませんかというような依頼をかけます。その上で近くの協力員の方がその利用者様の安否を確認していただき、それでもし何かあった場合は、そのまま安心サポートセンターへ連絡をしていただく、もしくは直ちに緊急の事態であれば救急車等へ連絡をいただくというような流れになっております。

以上でございます。

○13番 安藤洋一君

はい、ありがとうございました。

今の話でいくと、やっぱりどこまでいっても設置されたところの人が意識がないといかんということですね。ボタンを押すことができないと、あんまり機能しないのかなと思いますので。特にこの間も何かトイレに閉じ込められて、ノブが抜けて出られなくなって何時間も閉じ込められたとか、それから、お風呂場で倒れてとかいろいろな事象があると思うので、それに対応しているいろいろこれからも最新機能のやつが開発されてきていると思いますので、そういったことも兼ね合わせて、いろいろそういう業者さんとかと相談して、意識がなくても、自分からボタンを押さなくても何かセンサーなり何なりで通報できるような、そういうシステムが開発されたら、また、そちらのほうも取り組んでいただきたいと思います。

以上です。

○議長 佐藤 茂君

他に質疑がないようですので、3款民生費を終わります。

続いて、4款衛生費、166ページから197ページまでの質疑を受けます。

○5番 板倉浩幸君

5番 板倉です。

ページ数でいくと171ページ、実績報告書の72ページもあります。海部地区急病診療所の組合費の負担金、負担金859万5,000円ということですが、今現状も平日夜間開いておりません。休日、お医者さんが休みのときに土日の間、大変今パンク状態だと聞いています。その点について、要は発熱外来との関係で今現状どんなふうになっているのか、それについてお願いします。

○健康推進課長 小澤有加君

海部地区急病診の今の状況についてお答えをさせていただきます。

確かに発熱外来というところで、1日に100人、200人と訪れることがあるということは聞いております、特に日曜日だと思えるんですけども。今ちょっと感染状況が落ち着いているので、1カ月半、2カ月ぐらいのことだったかなとは思いますが、そのぐらいの人数の方が受診をされているというふうに聞いております。

以上です。

○5番 板倉浩幸君

決算で、その前は結構落ち着いてきたんですけども、第7波で本当にひっ迫状態だということも聞いております。病院休みで、どうしても熱出て、検査を受けたいといって、今の答弁で1日100人、200人来ると、本当にあそこの場所に対応できるのかということで、今後、第7波も落ち着いてきたところなんだけれども、第8波がどうだという話もう出てきているんですけども、それに向けて休みのときの急病診療所、本当に助かります、みんな住民の方もね。その辺含めて今後どうしていくのか、その辺ってどうです、町長答えていただけますか。

○町長 横江淳一君

それでは、板倉議員のご質問にお答えしたいと思います。

今担当者が申し上げましたとおり、切迫した状態は若干過ぎたように思っています。

過日、急病診療所の事務局長が来町されて、状況は一応大まかではありますが聞いてございます。今現在はドクター3人体制で対応にあたっておりますが、今ご指摘いただいたように、平日夜間の診療は今休止をいたしております。休止をするというより、できません。発熱外来が多過ぎて対処ができないということで。簡易キットも県から頂いたものについて手渡しで渡すかという状況まで実は行きました。いや、それではいろんな支障が起こるので、取りあえず発熱外来で診て、検査キットを持って帰ってもらうということも視野に入れてや

らなければいけない、若干そういう事例があったように聞いておりますが、今のところ先々週の土曜日、日曜日が一番ピークで140人から150人が先週だったですかね、過日の日曜日の状況はまだ聞いておりませんが、一両日中に事務局長が多分こちらおみえになって報告を、随時報告はいただいております。

看護師さんの数も大変足らなくて、特にドクターの数は今3人体制でやっておりますが、もうしばらくこの状態が、もうピークは過ぎていると思いますが続くと思いますので、ぜひともまたご協力いただければありがたいとともに、あそこが全てオールマイティでできるわけではありませんので、個別の診察もドクターそれぞれ、海部医師会、津島市医師会の協力でやらせていただいておりますので、この状況がもう少し長く続くということになると、また抜本的に急病診療所の在り方も考えなければいけないのかなというところまで、実は我々構成首長で話し合いをさせていただきました。まだそこまでは多分行かないと思いますが、日曜日だけの外来については、まだちょっと続くと思います。

以上です。

○5番 板倉浩幸君

はい、ありがとうございます。発熱外来だけでそれだけ来るとね、3人の医師なんかでとても回せるわけありませんよね。実際コロナだけじゃないんですよ。ほかの病気にかかる。それがじゃ本当に、ここの休日急病所だけじゃなくて病院もそうなんですけれども、じゃ、もうコロナ以外の普通の熱がコロナの熱ってなっちゃうとどうなんだと、風邪からこれからインフルエンザも出てきます。

そんな状況で、ぜひ本来の在り方を、今町長言ったように考えていかないといけないのかなと思いますので、よろしく願いいたします。

○13番 安藤洋一君

13番 安藤です。

195ページの使用済小型家電回収業務委託料のところ、実績報告書で80ページのところです。時々町民の方から問い合わせがあるので、ちょっと確認をしたいんですけれども、電池とかいろいろあるんですけれども、最近家電も充電式が多くて、そういう充電式の家電もその小型家電としてまるまる引き取ってもらえるのか。それから、使用済みの充電バッテリーだけを持っていても、それも引き取ってもらえるのか。その辺ちょっと確認したいんですけれども。

○環境課長 石原己樹君

それでは、安藤議員からのご質問ですが、小型家電の引き取りの条件ですけれども、基本的にはいわゆる電気で使う家電を対象にしております。いわゆるコンセントですね。やはり最近ですと充電器のほうがついておましてリチウム電池等もございますので、その場合、もちろんリチウム電池だけでも結構ですし、両方一緒にエコステーションにお持ちいただけ

れば両方とも回収できる体制になっておりますので、お持ちいただければ大丈夫でございます。

以上でございます。

○13番 安藤洋一君

ありがとうございます。どういふのもいいよということですかね、安心しました。

それで、もしできれば、ちよくちよく相談が来るので、分かりやすいような表示をしていただけるとね、そういう充電バッテリーもいいよとかね。表示だと乾電池としかないのでよね。そうすると乾電池以外のやつはどうしたらいいんだらうという結構問い合わせがあるので、その辺の表示もまたできましたらよろしくをお願いします。

○議長 佐藤 茂君

他に質疑がないようですので、4款衛生費を終わります。

ここで、民生部次長兼保険医療課長、民生部次長兼子ども課長、住民課長、環境課長、介護支援課長、健康推進課長、総務課長の退席と、産業建設部長、教育部次長兼教育課長、上下水道部次長兼水道課長、産業建設部次長兼まちづくり推進課長、ふるさと振興課長、下水道課長、土木農政課長の入場を許可いたします。

暫時休憩といたします。

(午前11時22分)

○議長 佐藤 茂君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時27分)

○議長 佐藤 茂君

第5款農林水産業費、196ページから203ページまでの質疑を受けます。

○8番 飯田雅広君

8番 飯田です。

197ページ、実績報告書82ページの農業委員会管理費の中の事業実績のところですけども、農地の権利関係事務取扱件数が載っているんですけども、農振除外も何件あったか教えていただけたらなと思います。

○土木農政課長 東方俊樹君

では、お答えさせていただきます。

農振除外に関しましては、令和3年度実績で2件ございます。内容としましては、分家住宅、あと業務拡張によります駐車場ということとなっております。ちなみに令和4年度、今年度ですが、現在2件出ている状態でございます。

以上でございます。

○8番 飯田雅広君

ありがとうございます。農業振興地域から外す、青地を外すということですので、2件ぐらいならまあいいかなと思うんですけども、本当に件数が多いとどうしたんだろうというふうに思うこともありますので、できればどこかに毎年載せてもらえるといいかなというふうに思いますので、お願いして、終わります。

○5番 板倉浩幸君

201ページ、ちょっと確認なんですけれども、今、蟹江町でもこのフナの放流です。6万円ということで決算あるんですけども、毎年やっています。実績報告書の事業効果でも観光資源、これ、分かるんですよ。河川が浄化されたとあります。この辺が本当に浄化されているのかどうなのかという問題があるのと、じゃ実際に放流しないとどんどんどんどんフナが減っていつちゃっているのか、その関係がどうなのか、お願いいたします。

○土木農政課長 東方俊樹君

では、お答えさせていただきます。

この実績報告の中にあります河川の浄化ということになりますと、数値的なものが確かにお出しができないものですから少し分かりかねるところがございますが、観光資源として毎年この6万円、フナの放流をしております。こちらの数に関しましては、漁業権を持っていらっしゃる方にも確認をさせていただいたんですが、減少傾向であるというふうにお聞きしておりますので、毎年この事業については続けていきたいなというふうにご考えております。

以上でございます。

○5番 板倉浩幸君

浄化されたって検査しているわけじゃないんだよね、そんな効果があるだろうという感じだよ。それに補足があったらお願いしたい。

漁業の組合の方からも、やっぱり減っていつているよと、放流しないとやっぱり最終的にいなくなっちゃうのかな、佐屋川からフナが。その辺で、確かに観光資源を守ることで蟹江町でも佐屋川で釣り堀がいっぱい、あそこの佐屋川のところでも通ると土日なんか朝からずっとみんなやっているんですよ、釣り。あの辺が本当にフナ釣りのメッカとしてもうちょっと町としても水郷のまちとして取り組んでもいいかなと思うんですけども、その点についてお願いします。

○土木農政課長 東方俊樹君

確かに漁業権を持っていらっしゃるオオタさんにも確認を取っている中で、予算確保、もっと予算のほうは確保してほしいというようなお話も聞いておりますので、今後検討課題としてしっかり話し合いをしていきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

○11番 吉田正昭君

11番 吉田です。

199ページの森林環境事業基金積立金ですかね、実績報告書でいきますと82ページのところにありますが、この実績報告書を見ますと農業行政全般の推進を図るとかありまして、それから県から交付されるというこの交付金ですね、これが森林環境譲与税ということで毎年これ積み上がってくるのかなというふうに思いますが、また、事業効果、成果としまして地域農業の持続的発展と農業農村振興の一助となったと書いてあるわけなんですけど、これ非常に事業としては積立金ということで何もしていないというふうに思うんですが、どういうんですか、実績報告書の報告の仕方ってちょっとおかしいんじゃないかなというふうに思ったんですが、どうでしょう。

○土木農政課長 東方俊樹君

では、お答えをさせていただきます。

森林環境譲与税というものが令和元年度から交付されておりまして、実際その使い道としましては、今積立金という形で毎年積み立てを行っておるところです。確かに事業効果としましては、ちょっと表記、一助となったという、使用しないという意味ではちょっと表現のほうがおかしなところがございますので、そちらについては今後訂正をさせていただきたいというふうに思っております。

ただし、今年度に関しましては、この積立金を使いまして小中学校の木材に係る備品購入だとかロッカー整備工事だとか、そういったところを施工しておりまして、今後は計画的に使用していくというところで考えております。

以上でございます。

○11番 吉田正昭君

木材を使用しているんなものをとすることはいいんですが、この目的というのは緑化整備等の事業費に充てるという結局は、例えばこの辺ではないんですが他の地域見ますと、防風林があったとか、農業のための霜、風雪を遮るような森林とかというような話を私は想像するんですが、この県から来る事業自体、交付金自体がこの農村地域にしてはおかしいんじゃないかと。本来この文字だけでいくと、森林環境ということであれば山間部ですよ、山林があるところに行くような交付金ではないかなというふうに私は考えるんですが。この蟹江町でこの交付金を使ってやる環境事業ですね、それがあらかどうかということをやちょっと疑問に思っているんですが、いかがでしょうか。

○総務部長 浅野幸司君

では、財源のお話ですので、私のほうから少し答弁させていただきます。

もともと森林環境譲与税というのは、税をかけるわけなんですけれども、いわゆる農村地域の間伐とか人材育成、担い手の確保とか、そういうところでもって集めた税を配分するというところなんですけれども、私ども蟹江町の場合は、今、土木農政課長がご答弁させていただいたように、交付金の形でそういった税のほうをいただきまして、それぞれの市町村の

実情に合わせたところの財源として活用していくというところなんです。

これ何でも使っていい財政調整基金とかそういうのはちょっと種類が違うもので、ある一定の目的のためのところで使わせていただくということで、教育委員会の学校のほうの棚ですね、ランドセルの最近指定サイズが以前より大きくなったということで、ランドセルを子どもさんたちが置く棚が非常に狭うございまして、それを今の規格サイズに合わせるような木材を使ったランドセルの棚を作ったり、そういった地元のいろんな事情、市町村の事情に合わせたところで有効に活用するというものの趣旨でございます。

蟹江町も含めてほかの市町村もそういった交付金という形でいただくんですけども、もともと税をかけて山間部のそういったところの担い手、いろいろ後継者が最近減っているというこの報道でございますけれども、そういったところに税のほうを回しながらも、こちらのほうのこういった市町村、都市部のほうも、そういった木材を使ったいろいろ施策として使ってくれというところの趣旨でございますので、ご理解のほうよろしく申し上げます。

以上でございます。

○11番 吉田正昭君

そうしますと、木材を使って今の話ですと学校関係ですね、そこに木材を使ったいろんな備品等のために使うということだと思んですが、ただ、これ300万円も積み上がってきていますよね。それを消化し切れるかということですよ。何かちょっとした事業でもやらないと、これ積み上がっていくばかりじゃないかなと思うんです。事業計画、これ今の話、ランドセル入れるような棚等というのは、金額的にそんなに多くないと思うんですよ。だから、もっと何か本格的な、もう少し積み上げてもいいんですけども、何か本格的な事業をやるための計画というのをやっぱり持つべきじゃないかなと思うんですが、その辺をよろしく申し上げます。

○総務部長 浅野幸司君

では、こちらの活用の方法ということなんですけれども、財政当局といたしましても、ずっと積み上げるだけの、基金に積むだけの財源として持つておるということじゃなくて、配分される県のほうからも少額でも毎年いろいろ考えて使ってくれというところの趣旨もございますので、議員おっしゃるように非常に大きな事業に基金を投じるというのも一つのやり方かも知れませんが、まずできるところから活用していくというところの方針で今進めております。それは、土木農政課、現課のほうも含めて全庁的にそういった基金を有効に活用する事業はないかというところを、毎年私ども財政当局でいろいろ精査しておる状況でございますので、できることから使っていく。少額かも知れませんが、できる事業から投じていくというところの方針でやっておりますので、ご理解のほうよろしく申し上げます。

以上でございます。

○議長 佐藤 茂君

他に質疑がないようですので、5款農林水産業費を終わります。

続きまして、6款商工費、202ページから213ページまでの質疑を行います。

○2番 三浦知将君

ありがとうございます。2番 三浦です。

実績報告書の88ページに書いてあるんですけども、下の事業効果、成果のところですね。知名度の高い旅行雑誌とコラボし、というふうに書いてあるんですが、これは「るるぶ蟹江町」という、るるぶとコラボしたということなんですか。ちなみに、こちらはるるぶ冊子ですね。どういったところに置いて、有料か無料かということもお聞かせいただければと思います。

○ふるさと振興課長 北條寿文君

お答えいたします。

今お尋ねいただきましたとおり、旅行雑誌はるるぶでございます。蟹江町に特化した蟹江町版として発行させていただきました。配架につきましては、いろんな箇所に配架しておりますが、全て無料でございます。例えば各種鉄道駅ですね、主には名古屋駅から桑名駅までの管内、これJR、近鉄ともにでございます。あとは、町内の方々にも知っていただくために町内の各飲食店等含めた施設もございますが、公共施設のみならず。あと、広いところでは海外におきまして、例えば台湾の図書館さんとコラボさせていただき、台湾の図書館でも配架していただいたというような経過もございます。

事業については全て無料ということで、よろしく願いいたします。

○2番 三浦知将君

はい、ありがとうございます。

続きまして、ここに問い合わせがあり、大きな反響があったというふうに書いてあるんですけども、どういった内容といいますか、件数とか何かそういったものを教えてもらえればと思います。

○ふるさと振興課長 北條寿文君

件数の具体的数字は、ちょっと今手元にはございませんが、今申し上げた、例えば一番大きな反響ですと台湾ですね。台湾のほうから実は、メールで直接見ましたよ、ですとか、蟹江町のこんなところに行ってみたいとか、そんなようなご意見なんかも頂戴しております。あとは、中身を見て、ここに実際行ってみたいんだけどもということが、町外、県外の方からも、主には電話とメールでお問い合わせをいただいているという状況でございます。

○2番 三浦知将君

ちなみに、このるるぶの制作にどれだけお金が、内訳ですね、このるるぶに使ったお金はどれだけかということと、あと、これ踏まえて、このるるぶとコラボの制作とか、また継続

させていくことはあるのか、そういったところをお聞かせいただければと思います。

○ふるさと振興課長 北條寿文君

発行費には約500万円ほど使わせていただいております。

また、これは非常に反響がよかったということでございまして、これは昨年度ではなく今年度になります。今年度既に増刷をさせていただきました。

ご質問のもう一つだけ、すみません、確認させてください。

継続というところでは、今年度増刷しているということでございますので、一旦紙ベースでは今年度で区切りをつけさせていただきたいと思っておりますが、デジタルベースでホームページにも掲載しておりますので、それを電子文書を活用して、この後ずっと使える限りご覧いただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○町長 横江淳一君

三浦議員、補足でちょっとお話を。

ちょっと多分分からないと思いますが、どうして台湾なのと疑問が湧いたと思うんです。実は3年前になると思いますが、訪日客誘致のためにJTBとコラボいたしました。実際7件、誘致のために我々観光誘致活動を行ってまいりました。その結果、1件の団体ツアーが蟹江町におみえになり、花き、そしてユネスコの文化遺産に認定された須成祭の状況、あと祭人（さいと）も含めてありますが、おみえになった実績があります。それで、観光業者自身も蟹江町のことは非常によく知っておみえになりまして、今後ともそれはつながるのではないかなと思っておったところ、コロナのまん延でちょっと中断してしまったのが1つ。

それから、もう一つ、るるぶをベトナムの言葉でも実は出させていただいております。これは蟹江町在住の外国人が今ベトナムの方が大変多いということで、これも本国のほうに非常に興味がある方が大変おみえになりまして、こちらのほうにひょっとすると訪日が許される状況になればおみえになるんじゃないかな、観光誘致の一つとしてこれもやったということだけご理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長 佐藤 茂君

他に質疑がないようですので、6款商工費を終わります。

続いて、7款土木費、212ページから235ページまでの質疑を受けます。

○11番 吉田正昭君

225ページの空家等対策協議会委員報償金ですね。実績で報告書で94ページにあります。これによりますと1回開催したということになっておりますが、この開催した内容ですね、どのような内容で協議会を開催したか、教えてください。

○産業建設部次長兼まちづくり推進課長 福谷光芳君

それでは、ただいまの吉田議員の空家等対策協議会の開催の内容ということでお答えをさ

せていただきます。

まず、空き家協議会につきましては、協議会立ち上がりましてから年に1回ずつ開催をしておったんですが、コロナ禍により令和2年度については書面開催、その前の令和元年度については開催中止ということで、これ3年ぶりに会議形式で開催をさせていただいております。内容的には、3年間空いたというところもありますので、町の空き家対策の経過報告をさせていただいたということと、あと、今年度からちょっと予算のほうをお認めいただいて空き家の解体の補助というのも予算化をさせていただいておりますが、こういう制度で空き家対策を行っていきますというようなことでの報告をさせていただいたものでございます。

以上でございます。

○11番 吉田正昭君

確かにコロナの関係でちょっと会議を開くのも大変かと思うんですが、内容的に、例えば特定空き家に指定するとか、もう一步踏み込んだ、今担当の職員の方は本当に一生懸命やっておるのは私も分かります、よく分かっているんですが、もう一步進んで、やはりこれからますます空き家も増えるし危険空き家も増えてくると思うんですが、先ほどから言っていますように、もう一步踏み込んだ特定空き家に指定するとか、いろんな準備段階、段階的に行くべきことだと思うんです。現在特定空き家が何件あるかということもちょっとお聞きしていきたいと思うんですが、会議の内容でそのような特定空き家に指定できるのかどうなのかとか、そのような例えば資料等を提供して会議をされるのか、それともどのような内容の会議をするかということ、ちょっとお聞きしたいと思います。

○産業建設部次長兼まちづくり推進課長 福谷光芳君

それでは、ただいまのご質問にお答えをいたします。

吉田議員おっしゃったように、特定空き家というような一步踏み込んだ対策というのは、昨年度開催された協議会でも提案をいただいた委員もおられます。実際、特定空き家となり得る件数というのは、ごめんなさい、今ちょっと資料にはないんですが、手元にはないんですが、1軒か2軒ぐらいだったと思うんですが、この方たち、所有者の方には連絡が取れる状態にあるものですから、まずは所有者の方に対策をしていただくようお願いをしておるのが現状です。ただ、協議会のほうでもそういう発言がありましたので、町としても今後検討はさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○11番 吉田正昭君

本当に苦労してやってみえるということは重々承知しているんですが、例えばこれ1回だけでは進まないじゃないですか。やはり年に数回開くべきじゃないかなというふうにも思っているし、やはり資料等は、協議会の人たちではないですからどんどん資料出して、これ特定空き家にしたらどうですかとか、いろんなアクションを起こさないと、ただ会議を1年1

回やっただけというのでは空き家の解消にはならないと思うんですね。その辺を考えて今後取り組んでいただきたいと思います。どうですか。

○産業建設部長 肥尾建一郎君

では、私のほうからお答えをさせていただきます。

先ほど、次長がお答えしたように、蟹江町内の特定空き家と考えられる空き家については、全て所有者が確認できる空き家ということもあります。また、その所有者の方々も何らかやっぱり改善をしないかということで意識は持ってみえます。その中で粘り強く職員がいろいろと交渉しながら、何とか手助けできる方法はないかということをご提案しながら、所有者の方には何とか今動いてもらっているのが実情でございます。

吉田議員が今ご提案いただいたように、協議会の開催回数という話ですが、やはり1回ですと、なかなかその1年間たまった空き家の案件について一括で諮ることになりますので、今後もしもう少し回数が増やせるかどうかについては、改めて検討させていただきたいと思います。

以上でございます。

○5番 板倉浩幸君

5番 板倉です。

225ページの民間木造住宅耐震診断業務委託料についてです。実績報告書の93ページもありますが、耐震診断業務委託料として1件当たり4万7,200円、8件であります。その下に、一定数値以下の建物の耐震の補助を行ったということで100万円が2件分あります。これについて、8件のうちの2件なのか、実際に一定数値以下でも耐震の修繕を行わなかったのか、この関係についてちょっとお願いいたします。

○産業建設部次長兼まちづくり推進課長 福谷光芳君

それでは、ただいまの板倉議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、修繕工事を行うについては、耐震診断を行っていただいたところが対象ですということは当然あるんですが、例えば令和4年度に耐震診断をやって改修をやりたいですというような同じ年度の方、実は今年度いらっしゃるんですけども、翌年以降であれば、耐震診断をした翌年以降であればいつでもできるというものでございますので、令和3年度の実績については、8件のうちの2件がやっていただいたというわけではございません。

以上でございます。

○5番 板倉浩幸君

年度またいじゃって来年度になっちゃう場合も、補助をもらうときもあるよということで、とすると8件診断して、ほとんどがやっぱり数値以下なんですか。その辺の確認と、実際に耐震で100万円の補助がどうかということで、実際どのぐらいかかって修繕しているのか、その点お願いします。

○産業建設部次長兼まちづくり推進課長 福谷光芳君

それでは、お答えさせていただきます。

まず、耐震診断の結果として耐震性があるというのは1.0というのが基準になるんですが、私が拝見をした限りですと、耐震診断の結果が0.12だとか0.0幾つだとかというような数字のお宅が多いというんですかほとんど、1.0あるというお宅は、私が見る限りでは経験はございません。

あと、耐震にかかる費用なんですけど、単純に耐震診断の結果の耐震補強工事だけをやられる方もおられますし、あとはリフォームなんかも併せてやられる方があるものですから、かなり金額的にはばらつきがあります。ただ、やはり300万円、500万円、本当にリフォームからやると1,000万円というような方もおられるのが実態でございます。

以上でございます。

○5番 板倉浩幸君

耐震診断して、ほとんどが対象になっちゃうということなんですよ、やっぱり。だから家主も心配だから診断してもらって、ついでに耐震やらないといけないとなった場合にリフォームまで一緒に。その発想もいいんですけども、じゃ実際に耐震だけやると大体100万円ぐらいで耐震ができるのか、ちょっとこれお願いいたします。

○産業建設部次長兼まちづくり推進課長 福谷光芳君

実際のお話でいきますと、100万円だけで耐震工事ができるというものではないと認識しております。

以上でございます。

○議長 佐藤 茂君

他に質疑がないようですので、7款土木費を終わります。

ここで、民生部長、産業建設部長、産業建設部次長兼まちづくり推進課長、ふるさと振興課長、土木農政課長の退席と、消防長、消防次長兼消防署長、消防次長兼総務課長、生涯学習課長、総務課長の入場を許可いたします。

ここで、昼食の昼の暫時休憩とさせていただきます。

(午前11時57分)

○議長 佐藤 茂君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後1時00分)

○議長 佐藤 茂君

8款消防費、234ページから247ページまでの質疑を受けます。

○5番 板倉浩幸君

決算というわけじゃないんですけども、どうしても気になってしまう。これ初日にも質

問した、これと違って、今決算の3月でもそうなんですけれども、消防職員でもコロナ感染、また濃厚接触者で10日間、今短縮されたんですけれども10日間と7日間の自宅待機とかあるんですけれども、これで実際消防署のほうで消防業務に対して支障等はないんでしょうかね。ちょっとその点、お願いします。

○消防次長兼総務課長 高塚克己君

それでは、板倉議員のご質問でございますけれども、消防職員のコロナ感染及び濃厚接触者につきましては、今60名職員が総勢いますが、およそ4割の職員がコロナ陽性もしくは濃厚接触者という形になっております。幸いにも救急等の災害現場での陽性感染者という症例はございません。ご家族のお子様からの感染といったものが主でございます。

ご質問の消防本部、人員が回っているかというご質問ですけれども、現在泊まりの勤務、夜間泊まる人間が11名から12名おります。そこで救急車2台とタンク車、消防車1台、基本的には運用する形になっておりますが、人員が10名ほどになった事案はございましたが、日勤者、私どもの日勤者の若手の職員を補充に出したり、あとは消防課、泊まる課が3課ございますので、ほかの課から1週間ほど異動をかけて何とか乗り切っている状況でございます。幸いにも、感染状況8月が一番多かったわけですけれども、それを乗り切りまして今は何とかやっております。

以上でございます。

○5番 板倉浩幸君

ありがとうございます。職員60名のうち濃厚接触を含めて4割、それで本当に業務がどうだったかと、多分蟹江町内でも2割近くの方が感染して、多分濃厚接触者を含めると同じぐらいいくと思うんですよ。

先ほどの答弁でも災害、搬送とかでそれでもらったということはないということでもいいんですね。ほとんどが家庭内感染で感染した、また濃厚接触者になったという事例がほとんどだと、ちょっと再確認をお願いします。

○消防次長兼総務課長 高塚克己君

そうですね、私どもの職員の中でのコロナ陽性者及び濃厚接触者に関しましては、災害現場で感染したという症例はございません。また、職員同士での感染というのもございません。職員個々のご家庭のお子さんからの感染といった症例が一番多いです。

以上でございます。

○議長 佐藤 茂君

他に質疑がないようですので、8款消防費を終わります。

ここで、消防長、消防次長兼消防署長、消防次長兼総務課長の退席と、民生部長、民生部次長兼子ども課長、給食センター所長の入場を許可いたします。

暫時休憩いたします。

(午後1時04分)

○議長 佐藤 茂君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後1時06分)

○議長 佐藤 茂君

9款教育費、248ページから313ページまでの質疑を受けます。

○5番 板倉浩幸君

303ページの会計年度任用職員の報酬についてちょっとお伺いをいたします。これは給食センターだけではない問題かもしれませんが、ちょっとまず会計年度任用職員でここで働いている人と比べると、実際休みが多いですね。特に春休み、冬休み、夏休み等で、特に夏休みなんかは1カ月以上休みがあって、この人たちが実際にじゃパートタイムで働いて、この休みの間どういう状況で勤務しているのか、ちょっとお願いをいたします。

○給食センター所長 寺本章人君

ただいまの板倉議員の質問にお答えさせていただきます。

給食センターのほうでございますが、先ほど議員のおっしゃられたとおり、学校給食の期間で春休み、夏休み、冬休みといった期間については給食がない期間、業務のほう、学校給食の業務のほうは止まっております。ただ、夏休みにつきましては、保育、幼児給食のほうは提供しておる関係で業務のほうはしておりますので、全ての会計年度の調理員さんが出勤しているわけではございませんが、一部の会計年度調理員の出勤のほうは、夏休みの期間中も出勤をしております。

採用時に、中にはお子様の都合等もございまして、夏休み逆に勤務のほうをせずに子どものほうの育児のほうを優先したいとおっしゃられる方もおりますので、採用のときにお話をして勤務のほうをその職員に応じたような形をさせていただいております。

ただ、といっても夏休み期間中にお仕事がないこともございますので、現時点では、例えばですけれども学童のほうで人員不足、学童保育所のほうで人員不足等の情報を聞きましたら、そちらのほうに勤務のほうを都合がつけられないかとかというお話をしたりとかして対応のほうをしております。

以上でございます。

○5番 板倉浩幸君

今の答弁でいくと、特に夏休み、その辺で採用するとき条件等おのおの聞き取りもしながら採用するということみたいですが、じゃ実際に今フルのパートというのかフルでパートしている職員さんもいらっしゃいますし、扶養取れる範囲内8万8,000円ぐらいかな、取れる範囲で入っている職員さんもいると思うんですけども、ここでフルに入っている人だと社保の加入になってきますよね。その辺が払えるのかどうか。休みが多くて1カ月ないと、

本当に幾らぐらいの保険料になるか、折半ですけども、なるかちょっと分からないですけども、その辺をどう調整しているのか。

中には、これ実際にちょっと聞いた話で、なるべくその間に有休入れたらどうだという話を、次長からかちょっと分からないですけどもそういう話も聞いていますが、その点についてどうでしょうか。

○給食センター所長 寺本章人君

先ほどの再質問ですけども、少し答弁漏れというのかお答え漏れのほうをしております、申し訳ありません。

まず、夏休み期間中、給食がない期間中に勤務がゼロになるというわけではございません。夏休み期間中に、数日ではございますが2学期の給食の準備のために勤務を、数日ではございますが勤務をしていただいているという状況でもございます。

あと、有休というのか、夏休みというもの、夏季休暇というものが会計年度職員にも割り振られてございます。通常の給食期間中ですと、どうしても人員がかなり必要となりますのでなかなかその間に皆さんで一遍に、一度に休暇を取っていただくということがなかなか難しい状況でございますので、できる限り融通のきく方については、この夏期休業期間中の中に取りれる方についてはお願いをしているような状況ではございます。当然、ご本人様のお休みのことではございますので、ご家庭の事情だったり等でお休みを取っていただく場合には、それを最優先させていただいているのが現状ではございますので、ご理解のほういただきたいと思っております。

以上でございます。

○5番 板倉浩幸君

あと、その辺で、じゃ実際にそうすると期末手当、会計年度職員も出ますよね。その辺の期末手当の関係がどうなってくるのかということを知りたいんですけども。

あと、これ全体的なことになっちゃうかもしれませんが、じゃこの会計年度職員に対して、これって通常採用して1年契約なのか、そのまま働けるのか、その辺お願い、これ総務のほうがいいのかな、ちょっとその辺をお願いして、終わります。

○給食センター所長 寺本章人君

まず、給食センターのほうからお答えを、まず1件させていただきます。

先ほどのボーナスというのかそちらのほうになりますが、夏期休業期間中というのは除算期間、いわゆる勤務を割り振ってない期間というのはボーナスのほうの査定というのか日数のほうから除算をして計算をするような形をしておりますので、夏期期間中に勤務を要さなかった場合についても減額というのか、変な話、数字上それが影響しないような形で賞与のほうを渡しているということで、ご承知おきいただきたいと思っております。

以上でございます。

○総務課長 藤下真人君

それでは、会計年度の関係で1年任用か、契約が今後どうなるのかというご質問いただきましたので、その点について回答させていただきます。

基本的には、会計年度任用職員の制度が始まりまして任用期間というのは1年ということになり、過去は2カ月ごとの更新ということになっておったんですけれども、1年任用という形でより働きやすいような形に制度はなりました。

その中でご質問の中で、じゃその次も任用できるのかどうかというご質問になるんですけども、継続して任用することは可能となっております、会計年度任用職員も地方公務員ということになりまして、実は人事評価も実施を始めております。その人事評価の評価に基づいて継続で任用できるかどうかというところを各所属長に判断していただいておりますので、それで任用の根拠ということで、引き続き任用していただくということになっております。

あと、また、先ほど社会保険というお話がありましたが、実は10月1日から会計年度任用職員も私たちと一緒に共済組合のほうに切り替わりますので、ちょうど10月1日で今変更の手続きを職員に対して促しておるところですので、補足で説明させていただきます。

以上です。

(発言する声あり)

○総務課長 藤下真人君

期末手当につきましては、それぞれ年2回賞与という、私たちと同様の期間がありまして、6月1日の基準日と12月1日の基準日というものがあります。その中で、通常ですと6カ月の期間の任用の中でどれだけ働いたかということになると、給食センターだったり学童の長期休暇、長期期間中の職員については賞与が払えなくなってしまうというのも制度を設計したときに課題がありましたので、その6カ月間ではなく、任用するときに8月は何日という、例えば5日間しか働かないというところであれば分母を5日間という計算の仕方にする。通常ですと30日のうち何日働いたかということなんですけれども、初めから任用のところでは分母を削ってというところで算定を高めるというやり方をさせていただき、それが除算期間という表現ということなんです。失礼しました。

以上です。

○11番 吉田正昭君

11番 吉田です。

257ページの日本語指導員養成講座委託料、そして学習支援委託料、実績のほうは105ページにあります、この内容ですね、どのようなことを実施されたか聞きたいと思います。

○教育部次長兼教育課長 鈴木 敬君

それでは、お答えさせていただきます。

まず、日本語指導員養成講座委託料につきましては、こちらは読んでいただいたとおりで

日本語の指導員、今学校で日本語が必要な外国にルーツを持つ子どもたちを支援する指導員を養成する講座です。毎年9月、今年で2回目になりますが、9月から年度末までの合計10回、半年間の間に10回の講座を受けていただき、それを修了した後、実際に次年度から学校のほうで支援に入っていただくというような形でございます。

それから、続いて、学習支援員委託料につきましては、いわゆる夏休みに5日間分やっている外国にルーツを持つ子どもたちの夏休み宿題教室ということです。両方ともかにえ子ども日本語の会というところの団体に委託をお願いしておるところでございます。

以上です。

○11番 吉田正昭君

ありがとうございます。指導員養成講座というのは年2回開催するということの解釈、9月から年度末の1回ということで、現在何名ぐらいの申し込みがあるかということと、また、この講座を受講されて、現在何名ぐらいの人が学校で活躍してみえるかということをお聞きしたいと思います。

それから、もう一つ、夏休み5日間ということなんですが、これは外国にルーツを持つ児童生徒ということだと思うんですが、蟹江町、結構学習塾が多いところだと思うんですね。ただ、学習塾に行っていない子もいるんじゃないかというふうに思うんですが、この外国人以外で、例えばこの5日間の講座に日本の子どもたちが来て宿題、勉強するというのもできるのかどうか。

それから、もう一つ、一般の子どもたちのこういう学習支援というのはどのように考えてみるか、聞きたいと思います。

○教育部次長兼教育課長 鈴木 敬君

それでは、お答えさせていただきます。

まず、1点目ですね。何名ぐらいがというところですか。昨年度たしか、ごめんなさい、ちょっと手元にないですが、20名ほどだと思います、受けていただき、全員が全員ではないですが、ほぼほぼ8割、9割の方がついていただいているところです。それぞれのご事情によって、ちょっとお仕事を持ってみえたりする方もいますので、そういったご事情を考慮して学校の都合に合うところに入らせていただいているような状況です。

それから、2点目の夏休み宿題教室ですね。こちらは、やはりまず趣旨として外国にルーツを持つ子が日本の一つの文化である夏休みの宿題というものについて、これをきちんと理解していただき、それを文化として理解していただき、夏休み終わりにきちんと宿題を出す、それをもって慣れていただくということと不登校になっていくのを防いでいくということになりますので、ちょっとそこの中に日本人の子がということになると、ちょっと趣旨が違ってくるのかなと思います。

それから、最後、学習支援のところは、私どものちょっと所管事務じゃないところでもあ

ると思いますが、たしか愛知県か何かもいわゆる子どもたち、これはたしかちょっと貧困というのか、そういう経済的にというところの子も関わるとと思いますが、そういったところをフォローしてというような事業もたしかやっているはずだと思いますので、そちらのほうをまず進めていただけたらと思います。

以上です。

○11番 吉田正昭君

ありがとうございます。本当に町長も言われましたように、これから外国人の人たちが多くなる、そして子どもたちも学校に通う子が多くなると思うんですが、ただ、確かに私も外国人の子のことをこの間うちから言っているんですが、日本人でも学習に遅れていく子が多々ありますので、その辺の学習支援体制ですよね、今のお話ですと県のほうでということですが、町独自のことを今後取り入れていただきたいなと思ひまして、終わります。

○議長 佐藤 茂君

他に質疑がないようですので、9款教育費を終わります。

続いて、10款公債費、11款予備費、312ページから315ページの質疑を受けます。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、10款公債費、11款予備費を終わります。

以上で認定第1号「令和3年度蟹江町一般会計歳入歳出決算認定について」の質疑を終結いたします。

なお、27日の本会議では、質疑を省略し、討論、採決とさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

ここで、教育部次長兼教育課長、給食センター所長、生涯学習課長の退席と、民生部次長兼保険医療課長、介護支援課長、健康推進課長の入場を許可いたします。

暫時休憩します。

(午後1時23分)

○議長 佐藤 茂君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後1時26分)

○議長 佐藤 茂君

日程第2 認定第2号「令和3年度蟹江町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

提案説明は既に済んでおりますので、直ちに質疑に入ります。

ページは、320ページから346ページです。歳入歳出とも一括で質疑を受けます。質疑は1人3回までといたします。

○5番 板倉浩幸君

5番 板倉です。

まず、実績報告についている国保の被保険者、世帯数とか、あと医療の給付金の状況が出ております。この表の中でまずちょっと気がつくというか、毎年世帯数、被保険者数もそうなんですけれども減少しております。そこまで蟹江町の人口自体、先ほど町長、微増という話ししている中で、どうしてこんな減っていくのかということ进行分析しているのかということ。

あと、医療費についてです。医療費の保険の給付費が、令和3年度、昨年の令和2年度と比べて増えております。当初、特に令和2年度なんか医療控え、病院控えとかあって若干減るのかなと思ったら、蟹江町自体そこまで減ってないということだったんですけれども、この要因をどう考えているのかお願いしたいと思います。

あと、収納率もついております。今回収納率が昨年に比べて1.1%増えております。トータルというか収納率が96.0%ということになっているんですが、この点について何か手だてをしているのか、その辺についてお願いいたします。

○民生部次長兼保険医療課長 不破生美君

それでは、ご質問いただきました3点についてお答えさせていただきたいと思います。

まず、被保険者数についてでございますけれども、要因といたしましてはいろいろ考えられるかと思っておりますけれども、まず、短時間労働者への社会保険の適用拡大、それから社会保険未適用事業所に対する適用の促進、厚生労働省によります社会保険未加入企業に対する取り締まりの強化、また、団塊の世代の後期高齢者医療保険への移行など、様々な要因によって国保の被保険者数が減少しておると分析しております。

続きまして、2番目の給付費ですけれども、昨年度もそうでしたけれども、コロナの影響がございまして受診控えがあるかなと思っておったんですけれども、最終的に見ますと給付費自体は伸びておるという形になっております。そして、令和3年度につきましても、コロナの状況が2年度よりは落ち着いておったということもございまして順調、順調といったら失礼ですけれども、コロナの受診控えもなく、適切な医療を受けられる体制で皆さん医療にかかっていただいたという形だと存じております。

続きまして、収納率でございますけれども、昨年度と比べまして微増でございますけれども増加を、収納率としては上がっております。そちらにつきましては、やはり私ども庁舎内で滞納対策をしっかりと取っております、庁舎内で税務課、国保の担当であります保険医療課、それから後期高齢の保険料、それから介護保険料を担当しております介護支援課など3課で合同で収納対策に取り組んでおります。そういったことと、また、いろいろな収納できる状況といいますか、コンビニ納付もございましてけれども新たに電子マネーで納めていただくような収納を始めたりもしておりますので、そういったところでできるだけ皆さんが納付しやすい環境というのを整えるというところを取りましたので、それのかがあって収納率

を上げさせていただいたと存じております。

以上です。

○5番 板倉浩幸君

被保険者数、確かに社会保険に加入するというのが年々厳しくなっていて、そういう意味で世帯数も減っていくということで、あと、医療費については、コロナ控えで手遅れになるよりいいのかなと思います。

もうちょっと踏み込んだところで、決算書の339ページ、一般質問でもちょっとお話をした傷病手当金があります。300万円の予算に対して20万654円ということになっているんですけども、これ自体をどう見ればいいのかということで、件数等分かりましたらお願いしたいのと、じゃ、それに対して実際被保険者のどのぐらいの方が対象になったのか、その辺も具体的に分かったらお願いしたい。

もう一点です。もうここ何年、2年、3年目、コロナ減免ありますよね。それについて件数、またちょっと決算書にも全く出てない数字ですので、コロナ減免、特例減免、件数、また金額等分かりましたらお願いいたします。

○民生部次長兼保険医療課長 不破生美君

それでは、まず、傷病手当金についてでございますけれども、金額といたしましては、こちらに記載がございますが20万654円、こちらは件数といたしましては7人の方に支給をさせていただきました。7人ということですので、どれぐらいかと言われますと、わずかな方という形になってございます。

続きまして、コロナ減免でございますけれども、令和3年度のコロナ減免の状況でございますけれども、16世帯で該当させていただきまして、228万4,700円が現在のところの令和3年度の確定の数字でございます。

以上です。

○5番 板倉浩幸君

傷病手当金7件ということで、あとちょっとどう答弁したかちょっと聞こえなかったのをお願いしたいのと、どうして聞きたいかという、この7件が本当に妥当かどうかなんですよね。被保険者から見て、確かに被用者のみの今回傷病手当なんですけれども、ここで被用者が実際何人いるかという状況があると思うんですけれども、ちょっとその辺が分からないということも、ちょっと前に次長にも確認は取ったんですけれども、それから判断しても何か件数自体が少ないなと思います。その辺の再答弁。

コロナ減免については、16件で200万円、前年はたしかもっと多かったですよね。その辺が国が減免の割り当てをどんどん厳しく、厳しくというか対象の年がちょっとあって、減って減ってという状況があるんですけれども、じゃ、コロナ減免が今回、本当にいい制度で、じゃ収納率とやっぱり関係してきているんじゃないかなと、減免してもらって、本当だった

ら滞納になる方じゃないかなと思います。その関係の考えがあったらお願いしたいと思います。

あと、今回決算で基金の積み増し全くしておりません。2,000円という頭出しの2,000円なんですけれども、ただ繰越金、引き続き1億6,000万円ぐらいあるんですよね。基金も2億円あります。こんな状況の下で令和3年度の決算ですけれども、令和4年度で国保の引き上げというか、特に所得の低い人が引き上げになった傾向があります。実際にこれの積み増し、基金と繰越金で本来だったらもうちょっと努力できるんじゃないかなと、どうしても思ってしまうんですよ。この点について答弁もらって、終わります。

○民生部次長兼保険医療課長 不破生美君

まず、傷病手当金の7件が妥当かどうかということですが、傷病手当金という手当金の性格上、こちら傷病、病気にかかられてというのが大前提でございます。それで、手当てを申請をするという形になってございますので、件数が多い少ないということで妥当なかどうかというところは、はかれない性格上の制度だと思っております。申請をいただいて、こちらのほうは支給をさせていただいておりますので、適切に審査をして支給をさせていただいております。

続きまして、コロナ減免と収納率の関係ですが、こちら全国的に大きな都市などではコロナ減免の額が結構なものになるということで、それが確かに収納率アップにつながったのではないかというところを言われているのは確かです。ただ、蟹江町におきましては、確かに令和2年度のほうがコロナ減免の額が大きいんですね、700万円ほどございました。にもかかわらず、そのときは収納率、実は下がっております。3年度につきましては200万円ぐらいだったんですけれども、収納率上がっております。ですので、蟹江町においては調定額から見ましてもそんなに大きな額ではございませんので、コロナ減免があったから収納率が上がったというのは、一部にあったかもしれませんが、そこまで大きな影響はなかったのではないかと蟹江町のほうでは分析しております。

続きまして、決算の関係ですが、基金の積み増しという形でございます。確かにずっと基金とそれから繰越金という形で額が残っておるんですけれども、こちらにつきましては、ご存じのように平成30年度に愛知県のほうへ財政一本化されまして、それに伴って4方式から3方式への移行という形で今移行時期の最終段階であると思っております。その中で次が令和6年度に見直しをさせていただくという形になるんですけれども、その段階で一旦仕切り直しをさせていただきたいなと思っております。そこまで基金の使い道、それから積み増し金をどう使っていくかという形のものも併せて、最終的に6年度にどのような税率設定をしていくかということを考えさせていただきたいと思っておりますので、今しばらく、ちょっと今最終段階で見直している途中であるというところをご理解いただきたい。

それから、やはり基金というのは、うちのほうは納付金という形で愛知県のほうに払わな

くてはいけないというのがございます。納付金が大体10億円ぐらいだという形で大体分かってきております。ただし、納付金につきましても、これ国のほう、愛知県のほうの激変緩和期間がございます。それが過ぎることによって、激変緩和が終了することによって、納付金が上がってくるのではないかということが言われております。それから、愛知県自体の余剰金も、このコロナのものに対してかなり投入をしておりますので、余剰金もあまりないような状況になっております。そうしますと納付金にやはり上乗せせざるを得ないというのがございますので、やはり納付金を支払うのに不足があってははいけないと私も思っておりますので、健全な財政運営のためにある程度の基金を保有しておきたいというこちらの考えがございまして、納付金と、それから保険税率の設定、併せて考えたところで、令和6年度の最終段階のところでは少し調整をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長 佐藤 茂君

他に質疑がないようですので、以上で認定第2号「令和3年度蟹江町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」の質疑を終結いたします。

なお、27日の本会議では、質疑を省略し、討論、採決とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、日程第3 認定第3号「令和3年度蟹江町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

提案説明は既に済んでおりますので、直ちに質疑に入ります。

ページは、350ページから358ページです。歳入歳出とも一括で質疑を受けます。質疑は1人3回までとします。

何かございませんか。

(発言する声なし)

それでは、質疑がないようですので、認定第3号「令和3年度蟹江町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について」の質疑を終結いたします。

なお、27日の本会議では、質疑を省略し、討論、採決とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、日程第4 認定第4号「令和3年度蟹江町介護保険管理特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

提案説明は済んでおりますので、直ちに質疑に入ります。

ページは、362ページから390ページです。歳入歳出とも一括で質疑を受けます。質疑は1人3回までといたします。

何かございますか。

○5番 板倉浩幸君

5番 板倉です。

介護について実績報告書、全体のことではちょっとお伺いをしたいと思います。

実績報告書で介護の特別会計ということでサービス受給者等が載っております。そこで、今回先ほど国保のほうでも受診控え等の話が出てきているんですけども、この介護でも特にデイサービス等で実際に受給控え、この点についてあるのかどうか、ちょっとお伺いしたいと思います。これ、ほかの自治体からちょっと聞いたんですけども、今施設はこのコロナ禍の下でクラスター発生しないようにかちょっと分からないんですけども、入所のお断りをちょっとしばらくしたいという、ちょっと施設からそういうことを言われる自治体が、若干声が聞こえてきました。蟹江町では実際どうなのかということ、まず、この2点をお願いいたします。

○介護支援課長 後藤雅幸君

それでは、議員のほうから介護サービスにおける利用状況についてご質問いただきましたので、お答えをさせていただきます。

まず、コロナ禍におきまして令和2年度の状況でございますが、令和2年度におきましては新型コロナの影響が始まって初めて影響が出てきた初めての年ということもございましたので、特にデイサービスにおきましては利用の控えというのが顕著に数字に表れた年でもございました。ただ、令和3年度におきましては、介護施設におきましては新型コロナに対する感染対策というのが一定のところ広まっております、令和3年度におきましてはデイサービス、いわゆる通所型の介護の利用サービスにおきましては利用が復活してきたということで、令和元年度の数字とはいきませんが、持ち直してきた状況というのが全体的な傾向として見てとれております。

また、先ほど質問にございました入所施設のお断りということが全国的に見受けられるというご質問いただきましたけれども、少なくとも蟹江町におきましては施設での入所のお断りということは聞いておりません。

ただ、一時的に感染が広まった、もしくは施設の職員等のコロナの待機等において人員が不足したということで一時的に利用が困難ということはあるかもしれませんが、全体的な年間の流れとしましては、入所お断りという事態は蟹江町では起こってないというふうに認識をしております。

以上でございます。

○5番 板倉浩幸君

令和2年度に比べて令和3年度だいぶん持ち直してきたと、持ち直してきたというか受給者も特にデイサービスですよね、持ち直してきたという答弁でした。

あと、蟹江町において入所のお断りもないということで、ちょっと安心はしました。

もう一つ、次ですが、最初の139ページに、これ昨年12月議会でも質問したんですが、

準備基金のことについてお伺いをいたします。

今回ここでも出ているように3,000万円、令和2年度4,000万円なんですけれども、3,000万円崩しております。でも、実際どうなのかというと、基金自体また1億円、最終的に1億円積み増しをして、トータル的に4億2,000万円基金があります。本来だったらこの第8期、前回の第7期のときに、本来の基金の使い方ですよ、それはもう使っちゃうというのが原則ですよということを質問したんですけれども、これまた1億円積み増しをして、トータル的に4億2,000万円ということになっていきますけれども、これについてお願いをいたします。

○介護支援課長 後藤雅幸君

それでは、基金のことについてご質問いただきましたので、お答えをさせていただきます。

今年度基金の保有残高が3年度末で4億4,879万8,831円ということで、毎年増額という形でおります。確かにこの金額だけを見させていただきますと、かなり大きなものとなっているという状況でございます。

基本的な基金の性格としまして、議員が言われるように当該計画において使い切るということが原則ではございますので、今年度、第8期の計画中でございますけれども、今年度は計画、ちょっと今年度から地域密着型のあおばの郷も建設しております、今後の給付費等の伸びも見据えながら、次期第9期の介護保険事業計画におきましては、そういった状況等をよく見据えながら、介護保険料の策定に当たりましては介護保険料の例えば引き下げということも可能性としては排除せずに検討していきたいというふうには考えております。

以上でございます。

○5番 板倉浩幸君

今答弁あったように、毎年基金積み立てているんですね。普通の家庭で言ったら、毎年貯金ができるということで、じゃもう余っているんじゃないのと、余っているというか、それだけ積み立てられるということになっていきますよね。

実際、最終的に4億2,000万円どうするんだということは、第8期の途中でもできるんじゃないかということも質問したんですけれども、現状は難しいと僕も分かります。第9期のときにできれば反映させたいよという答弁も、次期と言ったから次第9期だと思っただけなんですけれども、ぜひ保険料、介護保険料はずっと上がり通しています。ここで、もうこういう基金もやっぱり使いながら、据え置きもしくは引き下げている自治体も出てきていますので、ぜひ第9期のときに反映をさせていただきたいと思います。ちょっと最後に、部長にその点についてお願いします。

○民生部長 寺西 孝君

基金の運用についてご質問いただきました。基金につきましては、残高がある場合においては、次期保険料を見据えて最低必要と認められる額を除き取り崩すことができるとされているところでございます。この最低必要と認められる額というのが何を指すかというところ

が一つあるかと思うんですけれども、私どもといたしましては、介護給付費が22億円、年間毎年出ていきます。ここの1割程度のものは基金としてやはり2億円程度保持したいなという思いもありまして、これは国保の基金も同様でございます、1割程度もしくは12カ月分の1カ月はしのげるような基金の持ちよう、保持をしていきたいなという思いを持っております。そういったことを含めましてもまだ4億2,000万円ですから、それだけの基金を保持しておる状況でございますので、今、介護支援課長申し上げましたけれども、今、引き下げまでも言及しましたけれども、そこも視野に入れて対応していく予定でございますので、よろしくお願いをいたします。

以上です。

○議長 佐藤 茂君

他に質疑がないようですので、以上で認定第4号「令和3年度蟹江町介護保険管理特別会計歳入歳出決算認定について」の質疑を終結します。

なお、27日の本会議では、質疑を省略し、討論、採決とさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

続きまして、日程第5 認定第5号「令和3年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

提案説明は既に済んでおりますので、直ちに質疑に入ります。

ページは、394ページから402ページです。歳入歳出とも一括で質疑を受けます。質疑は1人3回までとします。

何かございませんか。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、認定第5号「令和3年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計歳入歳出決算認定について」の質疑を終結いたします。

なお、27日の本会議では、質疑を省略し、討論、採決とさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

続いて、日程第6 認定第6号「令和3年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

提案説明は既に済んでおりますので、直ちに質疑に入ります。

ページは、406ページから418ページです。歳入歳出とも一括で質疑を受けます。質疑は1人3回までとします。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、認定第6号「令和3年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」の質疑を終結いたします。

なお、27日の本会議では、質疑を省略し、討論、採決とさせていただきますので、よろしく

くお願いいたします。

日程第7 認定第7号「令和3年度蟹江町水道事業会計の利益処分及び決算認定について」を議題といたします。

提案説明は済んでおりますので、直ちに質疑に入ります。

収益的収支及び資本的収支とも一括で質疑を受けます。質疑は1人3回までとします。

○5番 板倉浩幸君

5番 板倉です。

水道事業についてですが、まず最初に、43ページに供給単価、販売と、給水原価、生産の表があるんですけども、金額書いて。これ、どう捉えていいのか。令和2年度は生産高く、販売が低い。令和3年度が逆転しているんですけども、この辺ってどう理解すればいいのか、まずお願いします。

○上下水道部次長兼水道課長 伊藤和光君

板倉議員のご質問にお答えさせていただきます。

令和2年度はコロナウイルスの水道料金の減免の関係がございましたので、供給単価のほうが低くなってございます。今年度は正常に戻っておりますので、通常の前年度と同じような単価になってございます。

以上でございます。

○5番 板倉浩幸君

ありがとうございます。そうですね、基本料金の減免、全世帯に半年分だったかな、3期分減免して、それで生産より販売のほう安くなっちゃったということで、1億2、3千万円かかったのかな。それすら企業会計の中でできるというのがまたすごいんですけども、一般会計から入れなくてもね。

そこで、ちょっともう一つ、じゃ今回決算でいくと、企業債が完全になくなりましたよね。この企業債、今低金利の状態であるので、ぜひとも企業債をもっとうまく活用してやっていただきたいので、あと、企業債もなくなって純利益自体1億円近く上げています。水道事業自体もうけなくても、まあ老朽管の布設工事とかいろいろ言うんですけども、もうけなくてもいい事業だと思います。この点についてお願いをいたします。

○上下水道部次長兼水道課長 伊藤和光君

板倉議員の質問2点いただきました。

企業債についてでございます。私ども水道料金で賄って事業を運営してございます。令和2年度で全て終わってございます。今年度、予算つくる段階で、昨年度も板倉議員からこうしたらどうだというご意見をいただきました。ですから、電気設備の計画、耐震化の布設替えの計画を全部見直して今でございます。これから令和5年度の予算策定に伴って、この辺の企業債のことも視野に入れた予算の編成をしていくつもりでございますので、ご理解をして

いただきたいと思えます。

また、純利益の関係でございます。水道料金、公営企業の手法の中で表し方として、いただいた水道料金がどれだけ水道料金に使ったお金の潤っているかという表し方になってございます。それが8,000万円の純利益という形になっております。

それに併せてキャッシュフロー、16ページにございます、年間のキャッシュフローを見ていただきますと、業務活動のキャッシュフローでは2億800万円なり出てございます。投資活動のキャッシュフローにいけますと、3億4,000万円の支出をしてございます。総トータルで1億4,000万円、つまり現金が不足している状態になります。これが令和3年度の企業の状態でございます。この不足分を補てん財源とか建設改良の積立金を取り崩させていただいて補てんしている状態でございます。

その辺を理解していただきまして、公営企業のほうを務めさせていただきますので、よろしく申し上げます。

以上でございます。

○5番 板倉浩幸君

企業会計になって、本当にそれがはっきりもう出ちゃうんだよね、実際の話。これでも、今キャッシュフローの話出て、当年度純利益で8,000万円ってもう数字が出ちゃって、実質的には足りないですよということを言うだけけれども、純利益で8,000万円とちゃんと出ちゃっているんで、その辺でどうなのかなということも思います。

あと、今水道メーターの検針なんですけれども、どこにお願いをして、個人にお願い、これ何で聞くかということ、インボイスが関係してくるのかということちょっと聞きたいんですけれども、今水道メーターの検針ってどうなっていますか。

○上下水道部次長兼水道課長 伊藤和光君

水道メーターの検針でございますが、今、名古屋上下水道サービスというところに委託してございます。こちらのほうで検針、集金、業務の中の集計、もろもろを委託してございます。

以上でございます。

答弁漏れです、すみません。インボイスの関係でございます。名古屋上下水道サービスもインボイスの登録を済ませてございますので、関係する企業でございます。

以上です。

○議長 佐藤 茂君

他に質疑がないようですので、認定第7号「令和3年度蟹江町水道事業会計の利益処分及び決算認定について」の質疑を終結いたします。

なお、27日の本会議では、質疑を省略し、討論、採決とさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

続きまして、日程第8 認定第8号「令和3年度蟹江町下水道事業会計の利益処分及び決算認定について」を議題といたします。

提案説明は既に済んでおりますので、直ちに質疑に入ります。

収益的収支及び資本的収支とも一括で質疑を受けます。質疑は1人3回までとします。

○9番 中村英子君

9番 中村です。

下水道事業の工事を年々拡大しておりますので広がっているわけですが、それに伴いまして地元説明会を開催していると思います。午前午後とか何回かやりまして、本当に土日にやりまして、職員の皆さんにはご苦労さまだというふうに思います。

その中で一つ、ちょっとあまり質問もしたくないんですが、あえて言わざるを得ないというところで質問しますが、この説明会において職員から、この接続に関してきちんとした接続要望がされているのかどうかなんです、私が出ました説明会では職員のほうから、この接続に関してどちらでもいいような感じの印象を受ける説明があったかと思えます。それで私は1回その場で、その説明はいけないんじゃないかと、ちゃんと接続しなければいけないよということを皆さんに知ってもらわなければいけないということをその場で言った記憶があります。それはそれで済みましたので、そこで私も終わっていたんですけども、また後日よその地域で、これ緑というところの地域ですけれども、そこでも説明会が開かれておりまして、そこに参加した住民の方が私に言うには、その説明ではどちらでもいいというような印象を受けた説明だったと、接続してもしなくてもどちらでもいいという説明を受けた印象であったと。あんなことであれば、別に私たち真剣に考えてやる必要がないんじゃないかというご意見を直接伺いました。なぜこの説明を、きちんと接続してほしいという説明をなされないのか、どうしてなのか、ちょっと非常に私も疑問に思っているところです。

蟹江町の下水道の接続率が悪い、そのために収入も少ないという現実があるわけですね。そこにおいて、町民の協力をどのように得て接続率を上げるのかというのが課題ですけれども、最初の説明会においてこのような説明がなされているということは理解し難いんですけども、これについてどのようにお考えか伺いたしたいと思います。

○下水道課長 浅井 修君

ただいまの説明会に関連したご質問をいただきました。中村議員のほうには、年に2回説明会を開催しておりますが、複数回にわたりご出席いただいた記憶があります。ありがとうございました。

ただいまご指摘の説明会の折に接続しなくてもいいんじゃないかという誤解を招くような、職員が対応したという件につきまして説明させていただきます。

基本的には、下水道を整備して供用開始、使えるような状況になりましたら速やかに接続してください、おおむね1年以内にお願いますということ、Q&Aもつけて周知はして

おるところなんです、個々のご事情、資金的なご事情とか、あとは数年後に建て替えを予定しておるといふ方もおみえになります。担当といたしましては、すぐにでもつないでください、そのためにも数年間にわたり支援する補助金制度も設けておりますのでというところは、その場で説明しておるところなんです、今後につきましては誤解のないような説明にさせていただきますたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思ひます。

さらに、接続率の件につきましてご指摘がございました。今現在、下水道の決算書にも載せてございます。人口に対する普及率がどれくらいかというところなんです、3年度末の状況においては、人口割合につきまして64%ほどの普及率となっております。普及率というのは、下水道が使える人口の割合という捉え方をさせていただければ結構です。接続率、水洗化率という指標になるんですが、こちらのほうは65%ほど、3年度末となっております。使えるような状況になっておる方がつないでいただいた割合というような理解をいただければ結構でございます。

今後も接続促進につきまして、令和4年の4月の広報では、接続に対して広報紙面2ページにわたって周知をさせていただいております。今後とも周知啓発について努めていきたいと考えておりますので、ご理解をよろしくお願ひをいたします。

以上でございます。

○9番 中村英子君

自分たちはそれを話したつもりということだと思ひますね、今の答弁は。しかし、そこに参加している方がそういうふうに取り取ってないんですよね。取り取ってない人がいると、何人も。そういう印象を与えるようにやっているんです。それ、もう何回も説明会やっているから、何回もそういう話しているんですよね。

それで、そういうふうな受け取り方をされておりますので、意欲を持っていた方も、それならどちらでもいいんだというような印象を与えてしまっているんじゃないですか。そういうふうには思ひたことはないんですか。私が1回そこで注意したことありましたが、そしてその後もそういう印象だったということをおそれからも聞いているわけですね。ですから1回、2回じゃなくて、ずっと同じ説明をして、同じ印象を与えているというところが、誤解だということなんですけれども、それはちょっとまずいじゃないですか。誤解されちゃいけないんですよ、その説明会では。誤解なんかあっちゃいけない。町としてはこうですということ、きちんとその人に伝わるようにしなければ駄目でしょう。そこが私ちょっと熱意を感じないんです、受け取るほうの熱意が。皆さん、一生懸命やっているつもりがあるかと思ひますけれども、その熱意というのが伝わらないので、そのような印象を与える下水道事業というのはまずいんじゃないかということをおそれたいんです。

これから、じゃ同じように説明して、また誤解を与え続けるんですか。何か変えるんですか。きちんとホームページとかそういうところには、下水道の接続についてということでは

文書ではちゃんと出しているんですね、このホームページなんかにもちゃんとあります。くみ取りのときは3年以内に水洗化は義務づけられていますよと。浄化槽の場合も1年以内に接続してくださいと。この2つをちゃんと相手に伝えるように言わなければ、言ったということにならないじゃないですか。皆さん、仕事のプロなんだから、その辺のところは押さえてやってもらわないといけないと思うんですよ。

その接続率もだいぶ前に比べれば、富吉の団地とかそういうのもみんな入ってきましたのでかなり上がってはきていると思うんですけれども、しかし、これ本来は100%接続してもらわなければならないものですから、水道料に比べたら収益は少ないわけですよ。ですから、その辺のところは、職員の皆さん、収入があってもなくても自分に関係ないじゃないんですよ、町の企業会計に大きな影響を与えているその最初の窓口ですので、きちんと押さえてお願いするものはお願いするというふうにやっていただかないとまずいんじゃないですか。町民の印象としては、非常にまずいですよ、その説明会に出た人の印象は。ちょっとそこは変えてもらいたいと思いますね。

それで、町長も大変お忙しいかとは思いますが、やっぱりこれね、本当にみんなに接続してもらわなくちゃいけませんので、たまには町長も説明会に出て、町長からもこれはお願いしますと、皆さんの協力を得て企業会計でやっていますので、収益がこれだけですと事情を話しながら、やっぱりちょっと町長からもお願いするというぐらいの姿勢で取り組んでもらえれば、もうちょっと好印象になっていくんじゃないかなと思うんですけれども、町長もちょっと力を入れてもらえないでしょうか、このことについて。

○町長 横江淳一君

まず、大変悪い印象を与えてしまったことに対しては、責任者といたしまして本当におおびを申し上げたいと思います。本当に申し訳ございません。

今から申し上げますことは、言い訳でも何でもなくて、接続率につきましては、確かに愛知県全体、名古屋市と比べますとまだまだのところではありますが、この4市2町、日光川流域下水道の区域では、蟹江町の接続率は他の自治体を比べると断トツです。一度調べていただければありがたい。ただし、全体から考えますと、まだまだ接続率が低いところにあるわけではありますが、蟹江町独自の補助施策を取らせていただき、下水道推進計画地域だと合併浄化槽をつけられた方に対しても実は補助金をつけております。環境をよくするために下水道が来る間、何とかご辛抱いただけるように、下水道が来る前に地域の環境が悪化してはいかんということで二重の補助制度を今つけさせていただいております。

また、中村議員がご指摘いただきましたように、古いくみ取り式のトイレについては、1年以内に接続していただいた方、これ接続補助金を社会資本整備総合交付金からお出しをいたしまして、10万円、6万円、4万5,000円、3万円ということでお出しをさせていただいております。

毎年、この10月にも多分行くことになると思いますが、全国町村下水道推進協議会という団体がございまして、私も首長会議というので出ております。国土交通省下水道部に度々お邪魔をし、国・県の補助金を100%頂いて、しっかりとした財政ベースを築きながらこの事業に臨んでおります。

今、中村議員ご指摘いただきました説明会に決して私は逃げているわけでも何でもなくて、このようなことが今この議場で中村議員からご指摘をいただきましたことを、重ねてお詫びを申し上げ、我々もチャンスがありましたら一度その説明会にも顔を出させていただきたいというふうには思っております。

ただ、始まりました下水道計画も北からずっと来ておりまして、今一番狭いところというのか補償料が非常に厳しいところ、温泉管が通ったり、非常に複雑なところがこれから多々あるわけでありまして、最終的に100%までいくかどうかは非常に厳しい状況になると思います。と言いますのも、この下水道計画につきまして国の補助金が基本的に令和8年で概成ということで、あとは接続したランニングコスト維持に関しての補助金がメインになるというような状況も知らせていただいております。

ただ、そうはいつでも、国土交通省の方とお話をするにあたり、まだまだ未整備などところがあるので何とか延長してということで、徐々に徐々に延長しておりますが、アクションプランを出しまして、いわゆる平成37年、38年、令和で言うと8年まで1年間延長されました。この間にあと4年弱ありますので、できるだけ計画した地域が下水道が完備ができますように頑張っておいてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○9番 中村英子君

じゃ、町長の決意を聞きましたので、しっかり説明会でもそのように伝わるように、ちゃんと町の姿勢が伝わるように、中味を変えてもらいたいと思うんですね。

人間の意識というのはおかしなもので、ちょっと知らないうちにこんな気持ちになっちゃうということがありますが、今の町長と職員の答弁の中で、4市2町の中では蟹江町はいんだよと、断トツいいんだというご意見が今ありましたよね。確かに面積も狭いですし、都市化されてマンションとかも多いですから、それはあるかもしれないんですけども、ただ自分たちのところはよそよりいいんだよというようなことが無意識に入ると、ちょっとこれが油断大敵ですよ、油断になっちゃう。もし自分のところがよそよりずっと低かったら、ああ、これじゃいかんという気持ちになるのかもしれないんですけども、知らないうちに自分の懐に関係のない数字というのは、だんだんトーンダウンしちゃうというところがあると思うんですね。

ですが、確かにほかの4市2町の中ではいいかもしれないんですけども、これがベストのことでは全然ないんですよ。やっぱりきちんと接続してもらおうのは接続してもらおうと、そういう姿勢を進めるということが大事なので、足踏みということはちょっとよくないと思

うので、町長、今決意言っていただきましたので、きちんとその辺のところは訂正すべきは訂正して、伝わってちゃんと接続が上がるような、そういう努力はしていただきたいと、そのことを申し上げて、終わります。

○5番 板倉浩幸君

僕も説明会についてちょっとお伺いします。

町長から前向きな答弁あったんですけども、説明会で今、中村さんから接続率の話が出ているんですけども、実際僕も最近、源氏の説明会に、安藤さんが地元だから出席していたんですけども、一番説明会でそういう話、接続率について、これね、やっぱり強制じゃないし、確かにもう来年壊しちゃうんだからもうつなげないよという話もやっぱりある状況で、来たらつなぐという前向きな、説明会に来てくれる人、結構前向きなんですよね。最初からつなぐ目的で、じゃ実際幾らかかるんだろう、補助幾らもらえるんだろうということであるんですけども、そこで、僕も説明会に出ると、一番肝心な、じゃ工事費用幾らかかるのかということなかなか言えなくて、30万円かかるのか50万円かかるのかということがなかなか状況によって違う、家の。分かるんですけども、その辺が一番心配で多分聞きにきていますよ。なかなか言えないと思うんですけども、その辺をもうちょっと分かるように説明してあげるといいなと思う。

あと、工事の業者の名簿出しますよね。はっきり言ってどこへ頼んでいいか分かりません。何十社という名簿もらってもね。ふだんから付き合い、どこかの水道屋さんと付き合いがあればいいんだけども、そんなみんながみんな水道事業者とか、その辺の大手もそうですけれども、そんなところとあんまり付き合い合っていないのに、どこ選べばいいのという質問が一番やっぱり僕も聞いています。

その辺について、令和8年のアクションプランもそうなんですけれども、最終的に温泉の管が通っている、源氏がだいぶ出てきて、今後、錦、平安と、じゃ平安どうなるんだろうか、最近またその話題なんです。平安って来るのかなと、自分の地域ね。そういうこともあります。その辺についてもうちょっとお願いします。

○下水道課長 浅井 修君

板倉議員の質問、大きく3点ほどいただきました。お答えを順次させていただきます。

まず、説明会での明確な説明をとるところで1点目でございますが、工事費用の内訳を示したらどうかというご提案でございます。非常に難しいところではございます。これぐらいの金額でできると言ったじゃないかというような、また負の考えの方もおみえになってくるのも現実でございます。一度、春先に、議員のほうから説明会に参加していただいた折にはお言葉をいただいて、モデルケースか何かをつくって、標準世帯で10メートルぐらい接続するなら幾らぐらいですよというようなところをつくりたいと考えておりますので、次会来年の春の説明会には何がし、細かいところ、ケースによってはだいぶ違いますけれどもと

いう前置きを置いた上でモデルケースを示していきたいと考えております。

2点目でございます。業者、どこの業者で請け負ったらいいかという件につきましてでございます。本管、道路に埋設工事をやるときに請け負った業者に聞いてもらうのも一つでございますが、実際に切り替えの工事、下水道に接続をした工事の実績の業者は私どもで把握しておりますので、そこがいいとか悪いとかではなくて取り扱いが多い業者はここですよということは、個別にお尋ねいただければお答えはするように努めさせていただきます。

3点目でございます。面整備、今後どこまで来るかということなんですが、順次誠意努力をして少しでも、まずのところは、今施工しておるところから北へ向かって進めていきたいと考えておりますので、また、ご自宅周りまでいつになるということは明確にお答えできませんが、早めに整備に努めたいと考えておりますので、ご理解いただくようお願いいたします。

以上でございます。

○議長 佐藤 茂君

他に質疑がないようですので、以上で認定第8号「令和3年度蟹江町下水道事業会計の利益処分及び決算認定について」の質疑を終結いたします。

なお、27日の本会議では、質疑を省略し、討論、採決とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

どうもご苦労さまでございました。

(午後2時23分)